官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府令・省令〕
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（内閣府・文部科学二）　二
〔省　令〕
○法務局における遺言書の保管等に関する省令の一部を改正する省令（法務八）　七
○ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令（農林水産一一）　一三
○テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令（同一二）　一三
〔規　則〕
○カジノ管理委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式を定める規則（カジノ管理委員会一）　一三
〔法規的告示〕
○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件（内閣府・財務一）　一七
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（内閣府・文部科学一）　一六
○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する告示の一部を改正する告示（財務・経済産業一）　一九
○ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部を改正する件（農林水産二六三）　二三
○テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部を改正する件（同二六四）　二三
〔その他告示〕
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産二六五）　二三
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（同二六六）　二七
〔官庁報告〕
国家試験
令和八年度技術士第一次試験の実施（文部科学省）　二九
令和八年度技術士第二次試験の実施（同）　三〇
令和八年一級建築士試験の施行について（国土交通省）　四〇
令和八年度自動車整備士技能検定試験の実施について（同）　四一
二千二十六年度防衛省専門職員採用試験公告（防衛省）　四一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四二
特殊法人等
独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構保険料の前納払込みに係る保険料の払込みの時期等、企業年金基金変更、独立行政法人都市再生機構、税理士登録抹消、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒処分・公示送達関係　四六
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　七〇
会社その他　七二
会社決算公告　七九

府令・省令

○内閣府文部科学省令第二号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年三月二日

内閣総理大臣　高市　早苗
文部科学大臣　松本　洋平

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則等の一部を改正する命令

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府文部科学省厚生労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（幼保連携型認定こども園の園長の資格） **第十二条**　園長の資格は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、児童福祉法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録（同法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この条において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にある幼保連携型認定こども園にあっては、児童福祉法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録、当該認定地方公共団体の区域に係る同法第十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第三項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録）を受けており、かつ、次に掲げる職に五年以上あることとする。 一　［略］ 二　学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の教授、准教授（学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）による改正前の学校教育法第五十八条第一項及び第七十条第一項に規定する助教授を含む。）、助教、副校長（幼保連携型認定こども園の副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主務教諭（幼保連携型認定こども園の主務養護教諭及び主務栄養教諭を含む。）、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び同法第百二十四条に規定する専修学校の教員（以下この条において「教員」という。）の職 ［三～十六　略］ （学校教育法施行規則の準用） **第二十六条**　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第二十五条、第二十七条、第二十八条第一項及び第二項前段、第四十八条、第四十九条、第五十九条、第六十条並びに第六十三条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	（幼保連携型認定こども園の園長の資格） **第十二条**　園長の資格は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、児童福祉法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録（同法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この条において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にある幼保連携型認定こども園にあっては、児童福祉法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録、当該認定地方公共団体の区域に係る同法第十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第三項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録）を受けており、かつ、次に掲げる職に五年以上あることとする。 一　［同上］ 二　学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の教授、准教授（学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）による改正前の学校教育法第五十八条第一項及び第七十条第一項に規定する助教授を含む。）、助教、副校長（幼保連携型認定こども園の副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び同法第百二十四条に規定する専修学校の教員（以下この条において「教員」という。）の職 ［三～十六　同上］ （学校教育法施行規則の準用） **第二十六条**　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第二十五条、第二十七条、第二十八条第一項及び第二項前段、第四十八条、第四十九条、第五十九条、第六十条並びに第六十三条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える学校教育法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十五条	［略］	
	児童等	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第七項に規定する園児
［略］		

（学校保健安全法施行規則の準用）

第二十七条　学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）第一条、第二条、第五条第一項、第六条第一項（第八号を除く。）及び第二項、第七条第一項から第四項まで及び第六項から第八項まで、第八条第一項、第三項及び第四項本文、第九条第一項（第五号を除く。）、第十条から第二十四条まで並びに第二十八条から第二十九条の二までの規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える学校保健安全法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
第六条第一項	法第十三条第一項	満三歳以上の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第七項に規定する園児（以下「園児」という。）に係る法第十三条第一項
［略］	［略］	

読み替える学校教育法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十五条	［同上］	
	児童等	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児
［同上］		

（学校保健安全法施行規則の準用）

第二十七条　学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）第一条、第二条、第五条第一項、第六条第一項（第八号を除く。）及び第二項、第七条第一項から第四項まで及び第六項から第八項まで、第八条第一項、第三項及び第四項本文、第九条第一項（第五号を除く。）、第十条から第二十四条まで並びに第二十八条から第二十九条の二までの規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える学校保健安全法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
第六条第一項	法第十三条第一項	満三歳以上の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下「園児」という。）に係る法第十三条第一項
［同上］	［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条　幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

内閣府
厚生労働省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　［略］ ２　法第十三条第二項の主務省令で定める基準は、都道府県知事（指定都市等所在施設である幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。以下同じ。）の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児（法第十四条第七項に規定する園児をいう。以下同じ。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 ３　［略］ （学級の編制の基準） **第四条**　［略］ ２　一学級の園児数は、三十人以下を原則とする。 ３　［略］ （職員の数等） **第五条**　幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を一人以上置かなければならない。 ２　［略］ ３　幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならない。	（趣旨） **第一条**　［同上］ ２　法第十三条第二項の主務省令で定める基準は、都道府県知事（指定都市等所在施設である幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。以下同じ。）の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児（法第十四条第六項に規定する園児をいう。以下同じ。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 ３　［同上］ （学級の編制の基準） **第四条**　［同上］ ２　一学級の園児数は、三十五人以下を原則とする。 ３　［同上］ （職員の数等） **第五条**　幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を一人以上置かなければならない。 ２　［同上］ ３　幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならない。
［略］ 備考 一　この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第六条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第三項に規定する保育士登録（同法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この一において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にある幼保連携型認定こども園にあっては、児童福祉法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録、当該認定地方公共団体の区域に係る同法第十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第三項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録。以下この一において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 ［二～四　略］	［同上］ 備考 一　この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第六条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第三項に規定する保育士登録（同法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この一において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にある幼保連携型認定こども園にあっては、児童福祉法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録、当該認定地方公共団体の区域に係る同法第十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第三項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録。以下この一において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 ［二～四　同上］

4　［略］

5　幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

一　［略］

二　主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

三　［略］

（学校教育法施行規則の準用）

第十二条　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十四条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第七項に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用）

第十三条　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四条、第五条第一項、第二項及び第四項、第七条の二、第九条、第九条の三、第十一条（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二、第十四条の三第一項、第三項及び第四項、第三十二条第八号、第三十二条の二（後段を除く。）並びに第三十六条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
第五条第一項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第七項に規定する園児（以下「園児」という。）
［略］		

2　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第八条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第一項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第二項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第七項に規定する

4　［同上］

5　幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

一　［同上］

二　主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

三　［同上］

（学校教育法施行規則の準用）

第十二条　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十四条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用）

第十三条　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四条、第五条第一項、第二項及び第四項、第七条の二、第九条、第九条の三、第十一条（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二、第十四条の三第一項、第三項及び第四項、第三十二条第八号、第三十二条の二（後段を除く。）並びに第三十六条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
第五条第一項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下「園児」という。）
［同上］		

2　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第八条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第一項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第二項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する

園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって」と読み替えるものとする。

附　則

第六条　第五条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（内閣府・文部科学省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令の一部改正）

第三条　内閣府・文部科学省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令（平成二十七年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における公立幼保連携型認定こども園（地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）をいう。以下同じ。）について、次に掲げる要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定に係る公立幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第十一条第一項の規定にかかわらず、公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業（公立幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により当該公立幼保連携型認定こども園の満三歳未満の園児（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第七項に規定する園児をいう。以下同じ。）に対して食事の提供を行う事業をいう。附則第三項において同じ。）を実施することができる。 ［一～五　略］ 2　［略］	1　地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における公立幼保連携型認定こども園（地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）をいう。以下同じ。）について、次に掲げる要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定に係る公立幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第十一条第一項の規定にかかわらず、公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業（公立幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により当該公立幼保連携型認定こども園の満三歳未満の園児（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児をいう。以下同じ。）に対して食事の提供を行う事業をいう。附則第三項において同じ。）を実施することができる。 ［一～五　同上］ 2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この命令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この命令の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における一学級の園児数については、第二条による改正後の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第四条第二項の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

省　令

○法務省令第八号

法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）第四条第二項及び第四項、第六条第三項、第八条第二項並びに第九条第四項（同法第十条第二項において準用する場合を含む。）並びに法務局における遺言書の保管等に関する政令（令和元年政令第百七十八号）第三条第三項、第四条第一項及び第三項、第九条第一項及び第三項、第十条第五項並びに第十六条の規定に基づき、法務局における遺言書の保管等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二日

法務大臣　平口　洋

法務局における遺言書の保管等に関する省令の一部を改正する省令

法務局における遺言書の保管等に関する省令（令和二年法務省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（遺言書に係る情報の管理の方法） **第二十条**　遺言書保管官は、遺言書に係る情報の管理をするには、第十一条第一号、第四号及び第五号に掲げる事項をも遺言書保管ファイルに記録しなければならない。	（遺言書に係る情報の管理の方法） **第二十条**　遺言書保管官は、遺言書に係る情報の管理をするには、第十一条第一号及び第五号に掲げる事項をも遺言書保管ファイルに記録しなければならない。
（遺言者による遺言書の閲覧の方法） **第二十二条**　［略］ 2　前項の閲覧をさせる場合において、請求に係る遺言書の遺言者が作成した他の遺言書が現に遺言書保管所に保管されているときは、遺言書保管官は、当該他の遺言書をも閲覧させるものとする。	（遺言者による遺言書の閲覧の方法） **第二十二条**　［同上］ ［項を加える。］
（遺言者による遺言書保管ファイルの記録の閲覧の方法） **第二十四条**　［略］ 2　第二十二条の規定は、令第四条第一項の規定による遺言書保管ファイルの記録の閲覧について準用する。この場合において、第二十二条第二項中「当該他の遺言書をも閲覧させる」とあるのは、「第二十四条第一項の出力装置の映像面に、当該他の遺言書に係る遺言書保管ファイルに記録されている同項各号に掲げる事項をも表示する」と読み替えるものとする。	（遺言者による遺言書保管ファイルの記録の閲覧の方法） **第二十四条**　［同上］ 2　第二十二条の規定は、令第四条第一項の規定による遺言書保管ファイルの記録の閲覧について準用する。
（遺言者の住所等の非表示措置の申出等） **第三十条の二**　法第七条第二項第二号の規定又は第二十条の規定により遺言書保管ファイルに記録されている者（自然人であるものに限る。以下この条において「被記録者」という。）の住所又は本籍（以下この条において「被記録情報」という。）が明らかにされることにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第二項に規定する被害者であって更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものその他これに準ずる者が被害を受けるおそれがあるときは、当該被記録情報に係る遺言書の遺言者（当該遺言者が死亡している場合にあっては、当該被記録者又は当該被記録者の相続人。第八項において同じ。）は、遺言書保管官に対し、遺言者若しくは関係相続人等が遺言書保管ファイルの記録の閲覧をする場合における出力装置の映像面又は遺言書情報証明書に、当該被記録情報の表示又は記載をしない措置（以下この条において「非表示措置」という。）を講ずるよう申し出ることができる。	［条を加える。］

２　前項の規定による申出は、当該申出に係る遺言書を現に保管する遺言書保管所以外の遺言書保管所の遺言書保管官に対してもすることができる。

３　第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

一　法第四条第四項第二号に掲げる事項（遺言者が死亡している場合にあっては、当該遺言者の氏名、出生の年月日、最後の住所、本籍（外国人にあっては、国籍。以下同じ。）及び死亡の年月日）

二　申出人の資格（遺言者が死亡している場合にあっては、申出人の資格、氏名、出生の年月日及び住所）

三　法定代理人によって申出をするときは、当該法定代理人の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人が法人であるときはその代表者の氏名

四　申出人又は法定代理人の電話番号その他の連絡先

五　非表示措置を求める事項及びその理由

六　申出の年月日

七　遺言書保管所の表示

４　前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　被記録情報が明らかにされることにより被害を受けるおそれがあることを証明する書類

二　申出人の氏名及び出生の年月日又は住所と同一の氏名及び出生の年月日又は住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（遺言者が死亡している場合にあっては、申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書）（当該申出人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）

三　遺言者が死亡しているときは、当該遺言者が死亡したことを証明する書類

四　申出人が被記録者の相続人に該当することを理由として申出をするときは、当該相続人に該当することを証明する書類（当該申出に係る遺言書について、既に遺言書情報証明書の交付がされ又は関係相続人等による閲覧がされている場合にあっては、第三十四条第一項第一号に掲げる書類を除く。）

五　法定代理人によって申出をするときは、戸籍謄本その他その資格を証明する書類で作成後三月以内のもの

５　申出人が遺言書保管事実証明書の写しを添付した場合その他これに準ずる場合には、第三項第一号に掲げる事項のうち遺言者の最後の住所、本籍及び死亡の年月日の記載を要せず、かつ、前項第三号に掲げる書類の添付を要しない。

６　遺言書保管官は、第一項の規定による申出があった場合において、非表示措置を講ずるに当たって必要があると認めるときは、申出人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求めることができる。

７　遺言書保管官は、第一項の規定による申出があった場合において、当該申出を相当と認めるときは、非表示措置を講ずるものとする。

８　遺言者は、遺言書保管官に対し、いつでも、前項の規定による非表示措置を終了させるよう申し出ることができる。

9　第二項から第七項まで（第四項第一号を除く。）の規定は、前項の規定による申出について準用する。この場合において、第三項第五号中「非表示措置」とあるのは「非表示措置の終了」と、第六項及び第七項中「講ずる」とあるのは「終了させる」と読み替えるものとする。

10　第一項又は第八項の規定による申出に係る申出書又はその添付書類は、令第三条第一項の規定による届出に係る届出書又はその添付書類とみなして、令第十条から第十二条までの規定並びに第一章、次条、第三十二条、第四十九条から第五十一条まで及び第五章の規定を適用する。この場合において、令第十条第三項中「次に掲げる者」とあるのは「法務局における遺言書の保管等に関する省令（令和二年法務省令第三十三号）第三十条の二第一項に規定する被記録者又は当該被記録者の相続人」と、「申請等をした遺言者」とあるのは「同項又は同条第八項の規定による申出に係る遺言書の遺言者」とする。

（遺言者による申請書等の閲覧の方法）

第三十二条　第二十二条第一項の規定は、令第十条第一項及び第二項の規定による申請書等及び撤回書等の閲覧について準用する。

（関係相続人等による遺言書情報証明書の交付の請求の方式）

第三十三条　［略］

2　前項の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～三　略］

四　遺言者の氏名、出生の年月日、最後の住所、本籍及び死亡の年月日

［五～九　略］

3　次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる事項の記載を要しない。

一　請求人が遺言書保管事実証明書の写しを添付した場合その他これに準ずる場合　前項第四号に掲げる事項のうち遺言者の最後の住所、本籍及び死亡の年月日

二　［略］

三　請求人が不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し（次条第一項第一号イにおいて「法定相続情報一覧図の写し」という。）（相続人の住所の記載があるものに限る。）を添付した場合（廃除された者がある場合を除く。）　前項第五号に掲げる事項

（関係相続人等による遺言書情報証明書の交付の請求書の添付書類）

第三十四条　法第九条第一項の請求に係る同条第四項の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　相続人を証明する次に掲げるいずれかの書類

イ　遺言者を被相続人とする法定相続情報一覧図の写し（廃除された者がある場合には、法定相続情報一覧図の写し及びその者の戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書）

ロ　遺言者（当該遺言者につき代襲相続がある場合には、被代襲者を含む。）の出生時からの戸籍及び除かれた戸籍の謄本若しくは全部事項証明書並びに相続人の戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書その他のイに準ずる書類

（遺言者による申請書等の閲覧の方法）

第三十二条　第二十二条の規定は、令第十条第一項及び第二項の規定による申請書等及び撤回書等の閲覧について準用する。

（関係相続人等による遺言書情報証明書の交付の請求の方式）

第三十三条　［同上］

2　前項の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～三　同上］

四　遺言者の氏名、出生の年月日、最後の住所、本籍（外国人にあっては、国籍。以下同じ。）及び死亡の年月日

［五～九　同上］

3　次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる事項の記載を要しない。

一　請求人が遺言書保管事実証明書の写しを添付した場合　前項第四号に掲げる事項のうち遺言者の最後の住所、本籍及び死亡の年月日

二　［同上］

三　請求人が不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し（次条第一項第一号において「法定相続情報一覧図の写し」という。）（相続人の住所の記載があるものに限る。）を添付した場合（廃除された者がある場合を除く。）　前項第五号に掲げる事項

（関係相続人等による遺言書情報証明書の交付の請求書の添付書類）

第三十四条　法第九条第一項の請求に係る同条第四項の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　遺言者を被相続人とする法定相続情報一覧図の写し（廃除された者がある場合には、法定相続情報一覧図の写し及びその者の戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書）又は遺言者（当該遺言者につき代襲相続がある場合には、被代襲者を含む。）の出生時からの戸籍及び除かれた戸籍の謄本若しくは全部事項証明書並びに相続人の戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書（遺言者又は相続人が外国人である場合には、これらに準ずるもの）

［二・三　略］

四　請求人が法第九条第一項第一号に規定する相続人に該当することを理由として請求する場合は、当該相続人に該当することを証明する書類（第一号に掲げる書類を除く。）

［五～八　略］

２　［略］

（遺言書情報証明書の作成方法）

第三十五条　［略］

２　前項の遺言書情報証明書を作成する場合において、請求に係る遺言書の遺言者が作成した他の遺言書が現に遺言書保管所に保管されているときは、遺言書保管官は、当該他の遺言書に係る同項各号に掲げる事項をも記載しなければならない。

（遺言書保管事実証明書の交付の請求の方式）

第四十三条　［略］

２　第三十三条第二項（第五号を除く。）及び第三項（第二号（同条第二項第五号に掲げる事項に係る部分に限る。）及び第三号を除く。）の規定は、前項の請求書について準用する。

（遺言書保管事実証明書の交付の請求書の添付書類）

第四十四条　法第十条第二項において準用する法第九条第四項の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一・二　略］

三　請求人が法第九条第一項第一号に規定する相続人に該当することを理由として請求する場合は、当該相続人に該当することを証明する書類（当該請求に係る遺言書について、既に遺言書情報証明書の交付がされ又は関係相続人等による閲覧がされている場合にあっては、第三十四条第一項第一号に掲げる書類を除く。）

［四～七　略］

２　請求人が遺言書保管事実証明書の写しを添付した場合その他これに準ずる場合には、前項第一号に掲げる書類の添付を要しない。

（関係相続人等による申請書等の閲覧の請求の方式）

第四十九条　［略］

２　［略］

３　前項第一号の規定にかかわらず、請求人が遺言書保管事実証明書の写しを添付した場合その他これに準ずる場合には、第一項の請求書には、遺言者の最後の住所、本籍及び死亡の年月日を記載することを要しない。

（関係相続人等による申請書等の閲覧の方法）

第五十一条　第三十九条（第二十二条第二項の規定の準用に係る部分を除く。）の規定は、令第十条第三項及び第四項の規定による申請書等及び撤回書等の閲覧について準用する。

［二・三　同上］

四　請求人が法第九条第一項第一号に規定する相続人に該当することを理由として請求する場合は、当該相続人に該当することを証明する書類

［五～八　同上］

２　［同上］

（遺言書情報証明書の作成方法）

第三十五条　［同上］

［項を加える。］

（遺言書保管事実証明書の交付の請求の方式）

第四十三条　［同上］

２　第三十三条第二項（第五号を除く。）の規定は、前項の請求書について準用する。

（遺言書保管事実証明書の交付の請求書の添付書類）

第四十四条　法第十条第二項において準用する法第九条第四項の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一・二　同上］

三　請求人が法第九条第一項第一号に規定する相続人に該当することを理由として請求する場合は、当該相続人に該当することを証明する書類

［四～七　同上］

２　請求人が第四十八条第二項の書面の写しを添付したときは、前条第二項において準用する第三十三条第二項第四号に掲げる事項のうち遺言者の最後の住所、本籍及び死亡の年月日の記載を要せず、かつ、前項第一号に掲げる書類の添付を要しない。

（関係相続人等による申請書等の閲覧の請求の方式）

第四十九条　［同上］

２　［同上］

［項を加える。］

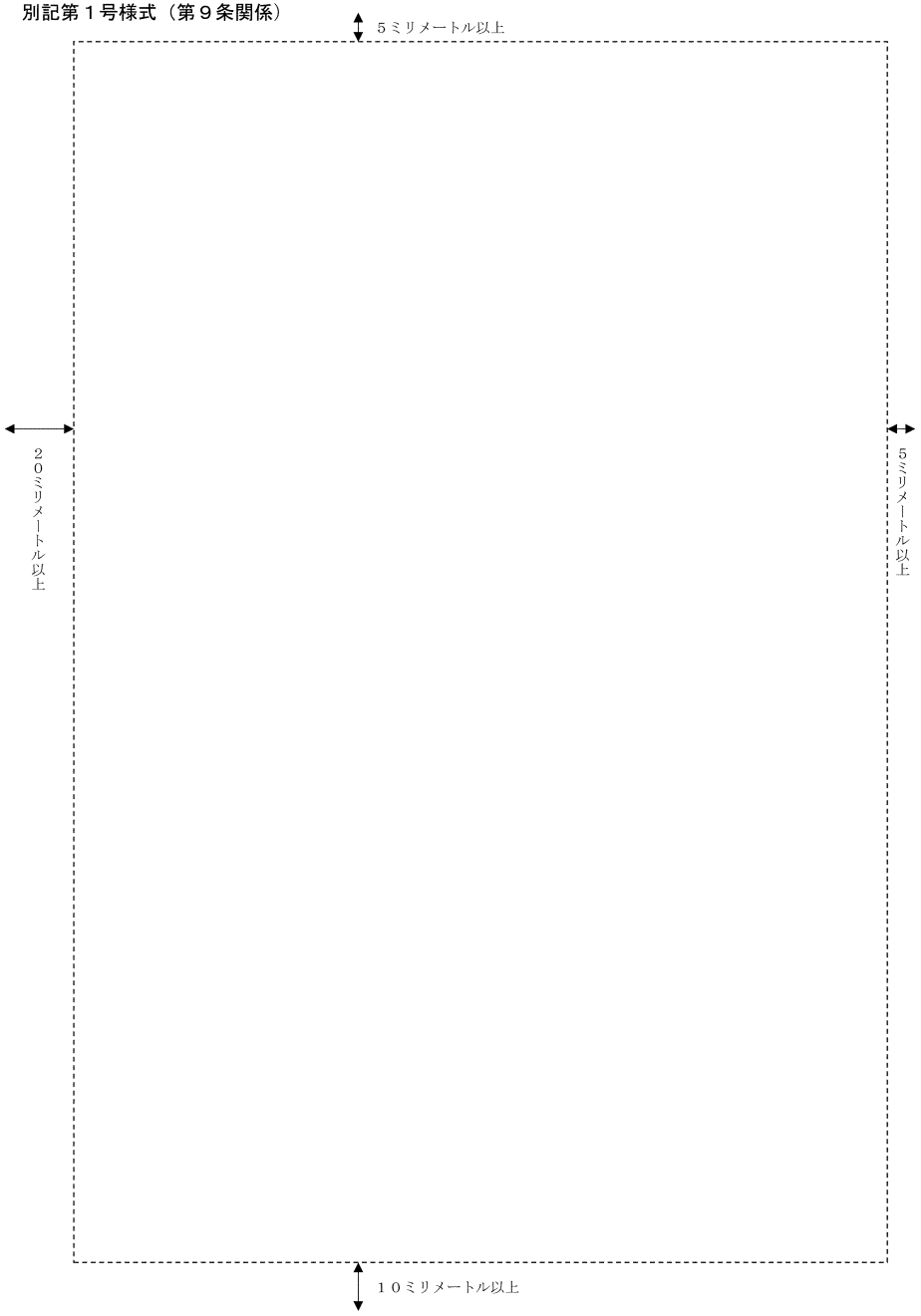
（関係相続人等による申請書等の閲覧の方法）

第五十一条　第三十九条の規定は、令第十条第三項及び第四項の規定による申請書等及び撤回書等の閲覧について準用する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記第一号様式を次のように改める。

別記第１号様式（第９条関係）



（備考）

１　用紙は、文字が明瞭に判読できる日本産業規格Ａ列四番の紙とする。

２　縦置き又は横置きかを問わず、縦書き又は横書きかを問わない。

３　２枚以上にわたるときは、各ページにページ番号を記載すること。

４　片面のみに記載すること。

５　数枚にわたるときであっても、とじ合わせないこと。

６　様式中の破線は、必要な余白を示すものであり、記載することを要しない。

別記第二号様式を次のように改める。

別記第２号様式（第１０条関係）

申請年月日 令和 □□ 年 □□ 月 □□ 日

遺言書保管所の名称 | | （地方）法務局 | | 支局・出張所

遺言書の保管申請書

【遺言者欄】※保管の申請をする遺言者の氏名、住所等を記入してください。また、該当する■にはレ印を記入してください。

遺言書の作成年月日 □ 1：令和／2：平成／3：昭和 □□ 年 □□ 月 □□ 日

遺言者の氏名 姓 □□□□□□□□□□□□□□□□

名 □□□□□□□□□□□□□□□□

遺言者の氏名（フリガナ） ｾｲ □□□□□□□□□□□□□□□□

ﾒｲ □□□□□□□□□□□□□□□□

遺言者の出生年月日 □ 1：令和／2：平成／3：昭和／4：大正／5：明治 □□ 年 □□ 月 □□ 日

遺言者の住所 〒 □□□ － □□□□

都道府県 市区町村 大字丁目 □□□□□□□□□□□□□□□□

番地 □□□□□□□□□□□□□□□□

建物名 □□□□□□□□□□□□□□□□

遺言者の本籍 都道府県 □□□□ 市区町村 □□□□□□□□□□□□

大字丁目 □□□□□□□□□□□□□□□□

番地 □□□□□□□□□□□□□□□□

筆頭者の氏名 ■ 遺言者と同じ

（注）筆頭者が遺言者と異なる場合は、記入してください。

姓 □□□□□□□□□□□□□□□□

名 □□□□□□□□□□□□□□□□

遺言者の国籍（国又は地域） コード □□ 国名・地域名

（注）外国人の場合のみ記入してください。

遺言者の電話番号 □□□□□□□□□□

（注）ハイフン（－）は不要です。

1001

ページ数 1／

【遺言者本人の確認・記入等欄】※以下の事項について、全て確認の上、記入してください。また、該当する■にはレ印を記入してください。

□ 遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する遺言書保管所に保管の申請をする。

（注）不動産の所在地を記入してください。

都道府県 □□□□ 市区町村 □□□□□□□□□□

大字丁目 □□□□□□□□□□□□□□□□

番地 □□□□□□□□□□□□□□□□

□ 申請に係る遺言書は、私が作成した民法第９６８条の自筆証書による遺言書に相違ない。

□ 現在、遺言書保管所に他の遺言書が保管されている。

① 他の遺言書が保管されている場合は、その保管番号を記入してください。

（注）複数ある場合には、備考欄に記入してください。

保管番号 H□□□－□□□□□□－□□□□□□□□－□□

② 上記①の遺言書が保管された後、氏名、出生年月日、住所、本籍（外国人にあっては、国籍（国又は地域））又は筆頭者の氏名に変更があった場合は、その変更内容を記入してください。

変更内容

□ 上記①の保管番号の遺言書について、上記②の変更内容に基づく変更届出を行う。

（注）変更を証する書類を添付してください。

手数料の額　金３，９００円

備考欄

遺言書の総ページ数 □ ページ

1002

ページ数 2／

【受遺者等・遺言執行者等欄】※遺言書に記載している受遺者等又は遺言執行者等の氏名、住所等を記入してください。また、該当する■にはレ印を記入してください。

受遺者等又は遺言執行者等の番号
（注）受遺者等又は遺言執行者等の全員に対して通し番号を記入してください。
□ 番

受遺者等又は遺言執行者等の別
（注）受遺者等と遺言執行者等を兼ねる場合は、両方にレ印を記入してください。
□ 受遺者等　□ 遺言執行者等

氏名
（注）法人の場合は、姓の欄に商号又は名称を記入してください。
姓
名

住所
（注）法人の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記入してください。
〒 □□□ － □□□□
都道府県 市区町村 大字丁目
番地
建物名

出生年月日
（注）法人の場合は、記入不要です。
□ 1：令和／2：平成／3：昭和／4：大正／5：明治／6：不明（注）6：不明の場合、年月日は記入不要です。 □□ 年 □□ 月 □□ 日

会社法人等番号
（注）法人の場合のみ記入してください。

受遺者等又は遺言執行者等の番号
（注）受遺者等又は遺言執行者等の全員に対して通し番号を記入してください。
□ 番

受遺者等又は遺言執行者等の別
（注）受遺者等と遺言執行者等を兼ねる場合は、両方にレ印を記入してください。
□ 受遺者等　□ 遺言執行者等

氏名
（注）法人の場合は、姓の欄に商号又は名称を記入してください。
姓
名

住所
（注）法人の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記入してください。
〒 □□□ － □□□□
都道府県 市区町村 大字丁目
番地
建物名

出生年月日
（注）法人の場合は、記入不要です。
□ 1：令和／2：平成／3：昭和／4：大正／5：明治／6：不明（注）6：不明の場合、年月日は記入不要です。 □□ 年 □□ 月 □□ 日

会社法人等番号
（注）法人の場合のみ記入してください。

（注）記入欄が不足する場合は、用紙を追加してください。

1003

ページ数　／

別記第四号様式を次のように改める。

別記第４号様式（第２１条第１項関係）

請求年月日 令和 □□ 年 □□ 月 □□ 日

請求先の遺言書保管所の名称　（　　）法務局　（　　）支局・出張所

遺言書の閲覧の請求書（遺言者用）

【請求人欄】※請求人の氏名、住所等を記入してください。

請求人（遺言者）の氏名
セイ
姓
メイ
名

請求人（遺言者）の出生年月日
□ 1：令和／2：平成／3：昭和／4：大正／5：明治　□□ 年 □□ 月 □□ 日

請求人（遺言者）の住所
〒 □□□ － □□□□
都道府県 市区町村 大字丁目
番地
建物名

請求人（遺言者）の本籍
都道府県　市区町村
大字丁目
番地

請求人（遺言者）の国籍（国又は地域）
（注）外国人の場合のみ記入してください。
コード □□　国名・地域名

請求人（遺言者）の電話番号
（注）ハイフン（－）は不要です。

4001

ページ数　1／

別記第五号様式を次のように改める。

別記第５号様式（第２５条第１項関係）

撤回年月日　令和　□□年□□月□□日

保管先の遺言書保管所の名称 | | （地方）法務局 | | 支局・出張所

遺言書の保管の申請の撤回書

【遺言者欄】※保管の申請を撤回する遺言者の氏名、住所等を記入してください。

撤回をする者（遺言者）の氏名
- ｾｲ
- 姓
- ﾒｲ
- 名

撤回をする者（遺言者）の出生年月日　□　1：令和／2：平成／3：昭和／4：大正／5：明治　□□年□□月□□日

撤回をする者（遺言者）の住所
- 〒□□□－□□□□
- 都道府県 市区町村 大字丁目
- 番地
- 建物名

撤回をする者（遺言者）の本籍
- 都道府県　市区町村
- 大字 丁目
- 番地

撤回をする者（遺言者）の国籍（国又は地域）　コード□□　国名・地域名
（注）外国人の場合のみ記入してください。

撤回をする者（遺言者）の電話番号
（注）ハイフン（－）は不要です。

2001

ページ数　1／2

【請求対象の遺言書欄】※閲覧を請求する遺言書の保管番号等を記入してください。また、該当する■にはレ印を記入してください。

遺言書が保管されている遺言書保管所の名称 | | （地方）法務局 | | 支局・出張所

請求対象の遺言書の保管番号
（注）請求対象の遺言書の保管番号を記入してください（複数ある場合は全て記入してください。）。３通以上ある場合には備考欄に記入してください。

保管番号　H□□□□－□□□□□□－□□□□□□□□－□□
H□□□□－□□□□□□－□□□□□□□□－□□

希望する閲覧の方法　□ モニターによる遺言書保管ファイルの記録の閲覧　□ 遺言書の閲覧

手数料の額
- 遺言書保管ファイルの記録の閲覧　金１，４００円
- 遺言書の閲覧　金１，７００円

備考欄

4002

ページ数　2／

【撤回対象の遺言書欄】※以下の事項について、全て確認の上、記入してください。

本撤回書において保管の申請を撤回する遺言書は、遺言者が遺言書保管所に保管している全ての遺言書か、それとも一部の遺言書か。

□ １：全部の遺言書／２：一部の遺言書

撤回対象の遺言書の保管番号

（注）撤回対象の遺言書の保管番号を全て記入してください（複数ある場合は全て記入してください。）。３通以上ある場合には備考欄に記入してください。

保管番号 H□□□－□□□□□□－□□□□□□□□－□□

H□□□－□□□□□□－□□□□□□□□－□□

遺言書が保管された後、氏名、出生年月日、住所、本籍（外国人にあっては、国籍（国又は地域））又は筆頭者の氏名に変更があった場合は、その変更内容を記入してください。

（注）変更を証する書類を添付してください。

変更内容

備考欄

【受領書】※撤回する遺言書を受領した際に記入していただきますので、あらかじめ記入しないでください。

撤回対象の遺言書を受領した。

（□ 翻訳文を含む）

令和□□年□□月□□日

撤回をする者（遺言者）の署名

2002

ページ数　２／２

別記第六号様式を次のように改める。

別記第６号様式（第２８条第１項関係）

届出年月日 令和□□年□□月□□日

届出先の遺言書保管所の名称　（地方）法務局　支局・出張所

変更届出書

【届出人等欄】※変更の届出をする遺言者の氏名、住所等を記入してください。また、該当する□にはレ印を記入してください。

届出人（遺言者）の氏名　ｾｲ

姓

ﾒｲ

名

届出人（遺言者）の出生年月日　□ １：令和／２：平成／３：昭和／４：大正／５：明治　□□年□□月□□日

届出人（遺言者）の住所　〒□□□－□□□□

都道府県
市区町村
大字丁目

番地

建物名

届出人（遺言者）の本籍　都道府県　市区町村

大字丁目

番地

届出人（遺言者）の国籍（国又は地域）　コード□□　国名・地域名

（注）外国人の場合のみ記入してください。

□ 法定代理人による届出の有無

（注）法定代理人による届出の場合には、レ印を記入してください。

法定代理人の氏名及び住所

届出人（遺言者）又は法定代理人の電話番号

（注）ハイフン（－）は不要です。

遺言書が保管されている遺言書保管所の名称　（地方）法務局　支局・出張所

変更対象の遺言書の保管番号

（注）変更対象の遺言書の保管番号を全て記入してください。３通以上ある場合には備考欄に記入してください。

保管番号 H□□□－□□□□□□－□□□□□□□□－□□

H□□□－□□□□□□－□□□□□□□□－□□

3001

ページ数　１／

【変更内容欄】※変更が生じた内容を記入してください。

1	① 対象	1：遺言者／2：受遺者等／3：遺言執行者等／4：その他
	② 内容	1：氏名（商号又は名称）／2：出生年月日／3：住所（本店又は主たる事務所の所在地）／4：本籍／5：筆頭者の氏名／6：国籍（国又は地域）／7：会社法人等番号／8：その他
	③ 氏名	姓
		名
	④ 変更年月日	令和　年　月　日
	⑤ 変更前	
	⑥ 変更後	
2	① 対象	1：遺言者／2：受遺者等／3：遺言執行者等／4：その他
	② 内容	1：氏名（商号又は名称）／2：出生年月日／3：住所（本店又は主たる事務所の所在地）／4：本籍／5：筆頭者の氏名／6：国籍（国又は地域）／7：会社法人等番号／8：その他
	③ 氏名	姓
		名
	④ 変更年月日	令和　年　月　日
	⑤ 変更前	
	⑥ 変更後	

備考欄

3002

ページ数　／

別記第七号様式を次のように改める。

別記第７号様式（第３１条第１項関係）

請求年月日　令和　年　月　日

請求先の遺言書保管所の名称　（地方）法務局　支局・出張所

申請書等の閲覧の請求書（遺言者用）

【請求人欄】※請求人の氏名、住所等を記入してください。

請求人（遺言者）の氏名	ｾｲ	
	姓	
	ﾒｲ	
	名	
請求人（遺言者）の出生年月日		1：令和／2：平成／3：昭和／4：大正／5：明治　年　月　日
請求人（遺言者）の住所	〒	－（郵便番号）
	都道府県市区町村大字丁目	
	番地	
	建物名	
請求人（遺言者）の本籍	都道府県	市区町村
	大字丁目	
	番地	
請求人（遺言者）の国籍（国又は地域） （注）外国人の場合のみ記入してください。	コード	国名・地域名
請求人（遺言者）の電話番号 （注）ハイフン（－）は不要です。		

7001

ページ数　1／

【請求対象の申請書等欄】※閲覧を請求する申請書等に係る遺言書の保管番号等を記入してください。また、該当する■にはレ印を記入してください。

遺言書保管所の名称　（　　）（地方）法務局（　　）支局・出張所

遺言書の保管番号　（注）遺言書の保管番号を記入してください（複数ある場合は全て記入してください。）。３通以上ある場合には、備考欄に記入してください。

H□□□□－□□□□□□－□□□□□□□□－□□

H□□□□－□□□□□□－□□□□□□□□－□□

請求対象の申請書等・届出書等・撤回書等の種別　□保管申請書等　□変更届出書等　□撤回書等　□その他

閲覧を請求する特別の事由

手数料の額　（　　）円

（注）手数料の額は、必要な件数分（１申請書等につき１，７００円）の額を記入してください。

備考欄

別記第八号様式を次のように改める。

別記第８号様式（第３３条第１項関係）

請求年月日　令和□□年□□月□□日

請求先の遺言書保管所の名称　（　　）（地方）法務局（　　）支局・出張所

遺言書情報証明書の交付請求書

【請求人欄】※請求人の氏名、住所等を記入してください。また、該当する■にはレ印を記入してください。

請求人の資格　□　１：相続人／２：相続人以外

請求人の氏名（注）法人の場合は、姓の欄に商号又は名称を記入してください。
姓
名

請求人の出生年月日（注）法人の場合は、記入不要です。　□　１：令和／２：平成／３：昭和／４：大正／５：明治　□□年□□月□□日

請求人の会社法人等番号（注）法人の場合のみ記入してください。　□□□□□□□□□□□□

請求人の住所　〒□□□－□□□□

（注）法人の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記入してください。
都道府県市区町村大字丁目
番地
建物名

□法定代理人による請求の有無

（注）法定代理人による請求の場合には、レ印を記入してください。

法定代理人の氏名及び住所

請求人又は法定代理人の電話番号（注）ハイフン（－）は不要です。　□□□□□□□□□□

【請求対象の遺言書欄】※請求対象の遺言書の保管番号等を記入してください。

遺言者の氏名　ｾｲ
姓
ﾒｲ
名

遺言者の出生年月日　１：令和／２：平成／３：昭和／４：大正／５：明治　年　月　日

遺言者の住所　〒　－

都道府県
市区町村
大字丁目

番地

建物名

遺言者の本籍　都道府県　市区町村

大字丁目

番地

遺言者の国籍（国又は地域）　コード　国名・地域名
（注）外国人の場合のみ記入してください。

遺言者の死亡年月日　令和　年　月　日

遺言書が保管されている遺言書保管所の名称　（地方）法務局　支局・出張所

請求対象の遺言書の保管番号
（注）請求対象の遺言書の保管番号を記入してください（複数ある場合は、全て記入してください。）。３通以上ある場合には備考欄に記入してください。

保管番号　H　－　－　－

H　－　－　－

【請求人本人の確認・記入欄】※以下の事項について、該当するものがあれば■にレ印を記入してください。

- □ 遺言書情報証明書の交付を受けた。
- □ 遺言書の閲覧をした。
- □ 遺言書保管ファイルの記録の閲覧をした。
- □ 遺言書保管事実証明書の交付を受けた。
- □ 遺言書を保管している旨の通知（関係遺言書保管通知）を受け取った。
- □ 遺言者が指定した方への通知を受け取った。

（注）請求書の記載や添付が必要とされている証明書などの書類を一部省略できる場合があります。

請求通数　　通

手数料の額　　円
（注）手数料の額は、必要な通数分（１通につき１，４００円）の額を記入してください。

備考欄

【相続人欄】※遺言者の法定相続人全員の氏名等を記入してください。法定相続情報一覧図の写し（住所が記載されたもの）等を添付する場合は、本用紙の記入を省略することができます。

相続人の氏名　姓

名

相続人の出生年月日　1：令和／2：平成／3：昭和／4：大正／5：明治　年　月　日

相続人の住所　〒　－

都道府県市区町村大字丁目

番地

建物名

相続人の氏名　姓

名

相続人の出生年月日　1：令和／2：平成／3：昭和／4：大正／5：明治　年　月　日

相続人の住所　〒　－

都道府県市区町村大字丁目

番地

建物名

相続人の氏名　姓

名

相続人の出生年月日　1：令和／2：平成／3：昭和／4：大正／5：明治　年　月　日

相続人の住所　〒　－

都道府県市区町村大字丁目

番地

建物名

（注）記入欄が不足する場合は、用紙を追加してください。

5004

ページ数　／

別記第九号様式を次のように改める。

別記第９号様式（第３７条第１項関係）

請求年月日　令和　年　月　日

請求先の遺言書保管所の名称　（地方）法務局　支局・出張所

遺言書の閲覧の請求書（関係相続人等用）

【請求人欄】※請求人の氏名、住所等を記入してください。また、該当する□にはレ印を記入してください。

請求人の資格　1：相続人／2：相続人以外

請求人の氏名　姓

名

（注）法人の場合は、姓の欄に商号又は名称を記入してください。

請求人の出生年月日　1：令和／2：平成／3：昭和／4：大正／5：明治　年　月　日

（注）法人の場合は、記入不要です。

請求人の会社法人等番号

（注）法人の場合のみ記入してください。

請求人の住所　〒　－

（注）法人の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記入してください。

都道府県市区町村大字丁目

番地

建物名

□ 法定代理人による請求の有無

（注）法定代理人による請求の場合には、レ印を記入してください。

法定代理人の氏名及び住所

請求人又は法定代理人の電話番号

（注）ハイフン（－）は不要です。

4101

ページ数　1／

【請求対象の遺言書欄】※閲覧を請求する遺言書の保管番号等を記入してください。また、該当する□にはレ印を記入してください。

遺言者の氏名　ｾｲ
姓
ﾒｲ
名

遺言者の出生年月日　□ 1：令和／2：平成／3：昭和／4：大正／5：明治　□□年 □□月 □□日

遺言者の住所　〒□□□－□□□□
都道府県 市区町村 大字丁目
番地
建物名

遺言者の本籍　都道府県 □□□□　市区町村 □□□□□□□□□□
大字丁目
番地

遺言者の国籍（国又は地域）（注）外国人の場合のみ記入してください。　コード □□　国名・地域名

遺言者の死亡年月日　令和 □□年 □□月 □□日

遺言書が保管されている遺言書保管所の名称　（地方）法務局　支局・出張所

請求対象の遺言書の保管番号　（注）請求対象の遺言書の保管番号を記入してください（複数ある場合は全て記入してください。）。3通以上ある場合には、備考欄に記入してください。

H□□□□－□□□□□□－□□□□□□□□－□□
H□□□□－□□□□□□－□□□□□□□□－□□

希望する閲覧の方法　□ モニターによる遺言書保管ファイルの記録の閲覧　□ 遺言書の閲覧

手数料の額　遺言書保管ファイルの記録の閲覧　金１，４００円
遺言書の閲覧　金１，７００円

【請求人本人の確認・記入欄】※以下の項目について、該当するものがあれば□にレ印を記入してください。

□ 遺言書情報証明書の交付を受けた。
□ 遺言書の閲覧をした。
□ 遺言書保管ファイルの記録の閲覧をした。
□ 遺言書保管事実証明書の交付を受けた。
□ 遺言書を保管している旨の通知（関係遺言書保管通知）を受け取った。
□ 遺言者が指定した方への通知を受け取った。
（注）請求書の記載や添付が必要とされている証明書などの書類を一部省略できる場合があります。

備考欄

【相続人欄】※遺言者の法定相続人全員の氏名等を記入してください。法定相続情報一覧図の写し（住所が記載されたもの）等を添付する場合は、本用紙の記入を省略することができます。

相続人の氏名　姓

名

相続人の出生年月日　□ 1：令和／2：平成／3：昭和／4：大正／5：明治　□□年□□月□□日

相続人の住所　〒□□□－□□□□

都道府県 市区町村 大字丁目

番地

建物名

相続人の氏名　姓

名

相続人の出生年月日　□ 1：令和／2：平成／3：昭和／4：大正／5：明治　□□年□□月□□日

相続人の住所　〒□□□－□□□□

都道府県 市区町村 大字丁目

番地

建物名

相続人の氏名　姓

名

相続人の出生年月日　□ 1：令和／2：平成／3：昭和／4：大正／5：明治　□□年□□月□□日

相続人の住所　〒□□□－□□□□

都道府県 市区町村 大字丁目

番地

建物名

（注）記入欄が不足する場合は、用紙を追加してください。

4104

ページ数　／

別記第十号様式を次のように改める。

別記第１０号様式（第４３条第１項関係）

請求年月日 令和 □□年□□月□□日

請求先の遺言書保管所の名称　（　）法務局　（　）支局・出張所

遺言書保管事実証明書の交付請求書

【請求人欄】※請求人の氏名、住所等を記入してください（太線枠内を複写して証明書を作成する場合があるため、字画をはっきりと記入してください。）。また、該当する□にはレ印を記入してください。

請求人の資格　□ 1：相続人／2：相続人以外

請求人の氏名又は名称　姓

名

請求人の住所　〒□□□－□□□□

都道府県 市区町村 大字丁目

番地

建物名

（注）1．法人の場合は、「請求人の氏名又は名称」の姓の欄に商号又は名称、「請求人の住所」に本店又は主たる事務所の所在地を記入してください。
2．記入枠が足りない場合には、太線枠内の余白に記入してください。

請求人の出生年月日　□ 1：令和／2：平成／3：昭和／4：大正／5：明治　□□年□□月□□日

（注）法人の場合は、記入不要です。

請求人の会社法人等番号　□□□□□□□□□□□□□

（注）法人の場合のみ記入してください。

□ 法定代理人による請求の有無

（注）法定代理人による請求の場合には、レ印を記入してください。

法定代理人の氏名及び住所

請求人又は法定代理人の電話番号　□□□□□□□□□□

（注）ハイフン（－）は不要です。

6001

ページ数　1／

【請求対象の遺言書欄】※請求対象の遺言書の保管番号等を記入してください（太線枠内を複写して証明書を作成する場合があるため、字画をはっきりと記入してください。）。

遺言者の氏名　ｾｲ

姓

ﾒｲ

名

遺言者の出生の年月日　□ 1：令和／2：平成／3：昭和／4：大正／5：明治　□□ 年 □□ 月 □□ 日

（注）記入枠が足りない場合には、太線枠内の余白に記入してください。

遺言者の住所　〒□□□ － □□□□

都道府県
市区町村
大字丁目

番地

建物名

遺言者の本籍　都道府県　市区町村

大字丁目

番地

遺言者の国籍（国又は地域）　コード　国名・地域名
（注）外国人の場合のみ記入してください。

遺言者の死亡年月日　令和 □□ 年 □□ 月 □□ 日

遺言書が保管されている遺言書保管所の名称　（地方）法務局　支局・出張所

保管されている遺言書の保管番号
（注）保管されている遺言書の保管番号を記入してください（複数ある場合は全て記入してください。）。
２通以上ある場合には、備考欄に記入してください。

H□□□□ － □□□□□□ － □□□□□□□□ － □□

請求通数　□　通

手数料の額　□　円

（注）手数料の額は、必要な通数分（１通につき８００円）の額を記入してください。

6002

【請求人本人の確認・記入欄】※以下の項目について、該当するものがあれば■にレ印を記入してください。

- □ 遺言書情報証明書の交付を受けた。
- □ 遺言書の閲覧をした。
- □ 遺言書保管ファイルの記録の閲覧をした。
- □ 遺言書保管事実証明書の交付を受けた。
- □ 遺言書を保管している旨の通知（関係遺言書保管通知）を受け取った。
- □ 遺言者が指定した方への通知を受け取った。

（注）請求書の記載や添付が必要とされている証明書などの書類を一部省略できる場合があります。

備考欄

23　令和８年３月２日　月曜日　官　報　（号外第42号）

別記第十一号様式を次のように改める。

別記第１１号様式（第４９条第１項関係）

請求年月日　令和 □□ 年 □□ 月 □□ 日

請求先の遠言書保管所の名称 | | （地方）法務局 | | 支局・出張所

申請書等の閲覧の請求書（関係相続人等用）

【請求人欄】※請求人の氏名、住所等を記入してください。また、該当する□にはレ印を記入してください。

請求人の資格 □ １：相続人／２：相続人以外

請求人の氏名 姓 □□□□□□□□□□□□□□□□
（注）法人の場合は、姓の欄に商号又は名称を記入してください。 名 □□□□□□□□□□□□□□□□

請求人の出生年月日 □ １：令和／２：平成／３：昭和／４：大正／５：明治 □□ 年 □□ 月 □□ 日
（注）法人の場合は、記入不要です。

請求人の会社法人等番号 □□□□□□□□□□□□
（注）法人の場合のみ記入してください。

請求人の住所 〒 □□□ － □□□□
（注）法人の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記入してください。
都道府県市区町村大字丁目
番地
建物名

□ 法定代理人による請求の有無
（注）法定代理人による請求の場合には、レ印を記入してください。
法定代理人の氏名及び住所

請求人又は法定代理人の電話番号 □□□□□□□□□□
（注）ハイフン（－）は不要です。

7101

【請求対象の申請書等欄】※閲覧を請求する申請書等に係る遺言書の保管番号等を記入してください。
また、該当する□にはレ印を記入してください。

遺言者の氏名 ｾｲ
姓 □□□□□□□□□□□□□□□□
ﾒｲ
名 □□□□□□□□□□□□□□□□

遺言者の出生年月日 □ １：令和／２：平成／３：昭和／４：大正／５：明治 □□ 年 □□ 月 □□ 日

遺言者の住所 〒 □□□ － □□□□
都道府県市区町村大字丁目
番地
建物名

遺言者の本籍 都道府県 □□□□ 市区町村 □□□□□□□□□□□□
大字丁目
番地

遺言者の国籍（国又は地域）
（注）外国人の場合のみ記入してください。
コード □□ 国名・地域名

遺言者の死亡年月日 令和 □□ 年 □□ 月 □□ 日

遺言書保管所の名称 | | （地方）法務局 | | 支局・出張所

遺言書の保管番号
（注）遺言書の保管番号を記入してください（複数ある場合は全て記入してください。）。３通以上ある場合には、備考欄に記入してください。
H □□□ － □□□□□□ － □□□□□□□□ － □□
H □□□ － □□□□□□ － □□□□□□□□ － □□

請求対象の申請書等・届出書等・撤回書等の種別 □ 保管申請書等 □ 変更届出書等 □ 撤回書等 □ その他

閲覧を請求する特別の事由

手数料の額 | | 円
（注）手数料の額は、必要な件数分（１申請書等につき１，７００円）の額を記入してください。

7102

【請求人本人の確認・記入欄】※以下の項目について、該当するものがあれば☐にレ印を記入してください。

☐ 遺言書情報証明書の交付を受けた。
☐ 遺言書の閲覧をした。
☐ 遺言書保管ファイルの記録の閲覧をした。
☐ 遺言書保管事実証明書の交付を受けた。
☐ 遺言書を保管している旨の通知（関係遺言書保管通知）を受け取った。
☐ 遺言者が指定した方への通知を受け取った。

（注）請求書の記載や添付が必要とされている証明書などの書類を一部省略できる場合があります。

備考欄

別記第十二号様式を次のように改める。

別記第１２号様式（第５２条第１項関係）

手数料納付用紙

（地方）法務局　　支局・出張所　御中

（申請人・請求人又は法定代理人の表示）

氏名又は名称

（その他）

納付金額　　円

印紙貼付欄

収入印紙は、割印をしないで、印紙貼付欄に貼り付けてください。

年　月　日	担　当

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省令第十一号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成二十八年農林水産省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （この省令の失効） **第二条**　この省令は、令和十一年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。	**附　則** （この省令の失効） **第二条**　この省令は、令和八年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。

附　則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○農林水産省令第十二号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令

テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成三十年農林水産省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （この省令の失効） **第二条**　この省令は、令和十二年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。	**附　則** （この省令の失効） **第二条**　この省令は、令和八年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。

附　則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

規　則

○カジノ管理委員会規則第一号

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）及び特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）を実施するため、カジノ管理委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式を定める規則を次のように定める。

令和八年三月二日

カジノ管理委員会委員長　佐藤　隆文

カジノ管理委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式を定める規則

次の各号に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

一　犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項

二　特定複合観光施設区域整備法第百七条第四項、第百八十六条第三項（同法第百九十五条及び第二百三十四条第六項において準用する場合を含む。）、第百九十七条第二項、第百九十八条第二項、第二百条第二項、第二百一条第二項、第二百二条第二項及び第二百三条第一項

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（本則関係）

（第１面）

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職　　名
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日生

写
真

年　　月　　日交付
年　　月　　日限り有効

カジノ管理委員会　　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法令の条項	該当の有無

（備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。

２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「―」を記載すること。

４　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

５　裏面には参照条文を記載することができる。

６　この証明書の記載事項については、必要に応じて英文を併記の上、発行することができる。

法規的告示

○内閣府
財務省告示第一号

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第五号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件（平成二十年内閣府財務省告示第七号）の一部を次のように改正し、令和八年三月二日から施行する。

令和八年三月二日

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号。以下「公庫法」という。）第十九条第一項第五号に規定する主務大臣が定めるものは、次に掲げる資金とする。 一　特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金（当該資金を調達するために新たに発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下同じ。）を応募その他の方法により取得するための資金を含む。）は、次に掲げる資金とする。 ［1～4　略］ 5　次に掲げる者に対する資金であって、中小企業の新たな事業活動を促進するため、中小企業の経営革新等を支援するためのもの (1)～(4)　略 (5)　「100億宣言」を行っている者 (6)　地域経済循環創造事業交付金（ローカル10，000プロジェクト）を直接又は間接にその財源の全部又は一部とする間接補助金等の交付決定を受けた者 (7)　(1)～(6)に該当しない者であって、新たに経営多角化、事業転換又は新たな市場への進出を図る者 6　［略］ 7　次に掲げる者に対する資金であって、中小商業者・サービス業者・運輸業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化並びに空き店舗等の解消を図るためのもの (1)～(3)　略 ［削る。］ ［削る。］ (4)　輸送、荷役、保管、荷さばき、流通加工その他の物資の流通に係る業務を行う者又はこれらの者を構成員とする事業協同組合等 (5)　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）に規定する旅客自動車運送事業を経営する者又は当該事業を経営する者を構成員とする事業協同組合等 ［削る。］	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号。以下「公庫法」という。）第十九条第一項第五号に規定する主務大臣が定めるものは、次に掲げる資金とする。 一　特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金（当該資金を調達するために新たに発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下同じ。）を応募その他の方法により取得するための資金を含む。）は、次に掲げる資金とする。 ［1～4　同上］ 5　次に掲げる者に対する資金であって、中小企業の新たな事業活動を促進するため、中小企業の経営革新等を支援するためのもの (1)～(4)　同上 ［加える。］ ［加える。］ (5)　(1)～(4)に該当しない者であって、新たに経営多角化、事業転換又は新たな市場への進出を図る者 6　［同上］ 7　次に掲げる者に対する資金であって、中小商業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化、受託中小企業の振興並びに空き店舗等の解消を図るためのもの (1)～(3)　同上 (4)　受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定連携事業計画の認定を受けた連携体を構成する者 (5)　取引先に対する支払条件の改善に取り組む者 (6)　委託事業者の生産拠点の閉鎖、縮小、発注内容の見直し又は脱炭素化の取組の要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組むもの (7)　「パートナーシップ構築宣言」を公表している者 (8)　輸送、保管、荷さばき、流通加工その他の物資の流通に係る業務を行う者又はこれらの者を構成員とする事業協同組合等 ［加える。］

［8～16　略］

17　次に掲げる者に対する資金であって、受託中小企業の振興を図るため、価格転嫁及び取引適正化に取り組む中小企業者を支援するためのもの

(1)　受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）の規定により振興事業計画の承認を受けた中小受託事業者等及び委託事業者

(2)　受託中小企業振興法の規定により特定連携事業計画の認定を受けた特定中小受託事業者並びに当該認定に係る特定連携事業を共同で行う特定会社及び共同事業者

(3)　取引先に対する支払条件の改善に取り組む者

(4)　委託事業者の生産拠点の閉鎖若しくは縮小、発注内容の見直し又は脱炭素化の取組の要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組む者

(5)　「パートナーシップ構築宣言」を行っている者

18～23　［略］

24　次に掲げる者に対する資金であって、災害により被害を受けた中小企業者及び災害により被害を受けた者（中小企業者以外の者を含む。）と直接の取引関係にある中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するためのもの

(1)　災害により被害を受けた者（25から27までに該当する者を除く。）

(2)　［略］

25　大規模な災害等により被害を受けた者及び大規模な災害、感染症等に起因する影響を受けた者（26及び27に該当する者を除く。）に対する資金であって、大規模な災害等により被害を受けた中小企業者及び大規模な災害、感染症等に起因する影響を受けた中小企業者の事業の復旧又は発展を促進し、被災地域等の復興に資するためのもの

26～29　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［8～16　同上］

［号の細分を加える。］

17～22　［同上］

23　次に掲げる者に対する資金であって、災害により被害を受けた中小企業者及び災害により被害を受けた者（中小企業者以外の者を含む。）と直接の取引関係にある中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するためのもの

(1)　災害により被害を受けた者（24から26までに該当する者を除く。）

(2)　［同上］

24　大規模な災害等により被害を受けた者及び大規模な災害、感染症等に起因する影響を受けた者（25及び26に該当する者を除く。）に対する資金であって、大規模な災害等により被害を受けた中小企業者及び大規模な災害、感染症等に起因する影響を受けた中小企業者の事業の復旧又は発展を促進し、被災地域等の復興に資するためのもの

25～28　［同上］

○内閣府・文部科学省告示第一号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の施行に伴い、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第二項及び第四項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成二十六年文部科学省・厚生労働省・内閣府告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二日

内閣総理大臣　高市　早苗

文部科学大臣　松本　洋平

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二　職員配置	第二　職員配置
一　［略］	一　［同上］
二　満三歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の四時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」	二　満三歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の四時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」

という。）については、満三歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも一人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならない。この場合において、一学級の子どもの数は三十人以下を原則とする。

附　則

［1～3　略］

4　第三の一及び四（ただし書の規定を適用する場合を除く。）により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第八項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第八項において同じ。）をもって代えることができる。

［5～8　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（適用期日）

1　この告示は、令和八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2　この告示の適用の際現に存する認定こども園における一学級の子どもの数については、この告示による改正後の第二の二の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

○財務省・経済産業省告示第一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、令和七年財務省・経済産業省告示第九号（株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものの一部を改正する告示）の一部を次の表のように改正し、令和八年三月二日から施行する。

令和八年三月二日

財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後

一～四	（略）	（略）
五	1～4　（略） 5　「100億宣言」を行っている者	（略）

株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものは、次の表の中欄に掲げる中小企業者に対して、それぞれ同表の下欄に定める目的に従って貸付けが行われる長期の資金とする。

改正前

一～四	（略）	（略）
五	1～4　（略） （新設）	（略）

株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものは、次の表の中欄に掲げる中小企業者に対して、それぞれ同表の下欄に定める目的に従って貸付けが行われる長期の資金とする。

6　地域経済循環創造事業交付金（ローカル１０，０００プロジェクト）を直接又は間接にその財源の全部又は一部とする間接補助金等の交付決定を受けた者 7　1から6までに該当しない者であって、新たに経営多角化、事業転換又は新たな市場への進出を図るもの	（略）	六	
1～3　（略） （削る） （削る） （削る） 4　輸送、荷役、保管、荷さばき、流通加工その他の物資の流通に係る業務を行う者又はこれらの者を構成員とする事業協同組合等 5　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）に規定する旅客自動車運送事業を経営する者又は当該事業を経営する者を構成員とする事業協同組合等	（略）	七	中小商業者・サービス業者・運輸業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化並びに空き店舗等の解消を図ること。
（略）	（略）	八～十六	
1　受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）の規定により振興事業計画の承認を受けた中小受託事業者等及び委託事業者 2　受託中小企業振興法の規定により特定連携事業計画の認定を受けた特定中小受託事業者並びに当該認定に係る特定連携事業を共同で行う特定会社及び共同事業者 3　取引先に対する支払条件の改善に取り組む者	（略）	十七	受託中小企業の振興を図るため、価格転嫁及び取引適正化に取り組む中小企業者を支援すること。

（新設）		六	
5　1から4までに該当しない者であって、新たに経営多角化、事業転換又は新たな市場への進出を図るもの	（略）	七	中小商業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化並びに受託中小企業の振興並びに空き店舗等の解消を図ること。
（新設）	（略）	八～十六	
1～3　（略） 4　受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）の規定により特定連携事業計画の認定を受けた連携体を構成する者 5　取引先に対する支払条件の改善に取り組む者 6　委託事業者の生産拠点の閉鎖、縮小、発注内容の見直し又は脱炭素化の取組の要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組む者 7　「パートナーシップ構築宣言」を公表している者 8　輸送、保管、荷さばき、流通加工その他の物資の流通に係る業務を行う者又はこれらの者を構成員とする事業協同組合等 （新設）	（新設）	十七	

	4　委託事業者の生産拠点の閉鎖若しくは縮小、発注内容の見直し又は脱炭素化の取組の要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組む者 5　「パートナーシップ構築宣言」を行っている者	
十八～二十三	（略）	（略）
二十四	1　災害により被害を受けた者（次号から第二十七号までに該当する者を除く。） 2　（略）	（略）
二十五	大規模な災害等により被害を受けた者及び大規模な災害、感染症等に起因する影響を受けた者（次号及び第二十七号に該当する者を除く。）	（略）
二十六～三十	（略）	（略）

○農林水産省告示第二百六十三号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、平成二十八年農林水産省告示第千八百二十七号（ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
一　（略）	一　（略）
二　防除を行う期間　平成二十八年十月二十三日から令和十一年三月三十一日まで	二　防除を行う期間　平成二十八年十月二十三日から令和八年三月三十一日まで
三・四　（略）	三・四　（略）

附　則

この告示は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○農林水産省告示第二百六十四号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、平成三十年農林水産省告示第六百八号（テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する告示）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
一　（略）	一　（略）
二　防除を行う期間　平成三十年四月二十五日から令和十二年三月三十一日まで	二　防除を行う期間　平成三十年四月二十五日から令和八年三月三十一日まで
三・四　（略）	三・四　（略）

附　則

この告示は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

十七～二十二	（略）	（略）
二十三	1　災害により被害を受けた者（次号から第二十六号までに該当する者を除く。） 2　（略）	（略）
二十四	大規模な災害等により被害を受けた者及び大規模な災害、感染症等に起因する影響を受けた者（次号及び第二十六号までに該当する者を除く。）	（略）
二十五～二十九	（略）	（略）

その他告示

○農林水産省告示第二百六十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年三月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1(1)　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第31568号 令和８年３月２日	Alstroemeria L.	Zalsamerak	25	Van Zanten Breeding B.V. Lavendelweg 15, 1435EW Rijsenhout, The Netherlands	令和５年８月10日
第31569号 令和８年３月２日	〃	Zalsaisla	〃	〃	〃
第31570号 令和８年３月２日	〃	Zalsaven	〃	〃	〃
第31571号 令和８年３月２日	Chrysanthemum L.	スプレーアイチ夏（なつ）4号（ごう）	〃	愛知県 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番２号	令和５年７月19日
第31572号 令和８年３月２日	Fragaria L.	すずりっか	〃	ホクサン株式会社 北海道北広島市北の里27番地４	令和４年１月24日
第31573号 令和８年３月２日	Glycine max (L.) Merr.	リョウユウ	〃	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	令和４年７月26日
第31574号 令和８年３月２日	Lolium perenne L.	ルフレ	〃	地方独立行政法人北海道立総合研究機構 北海道札幌市北区北十九条西十一丁目１番地８ 雪印種苗株式会社 北海道札幌市厚別区上野幌一条五丁目１番８号	令和３年11月29日
第31575号 令和８年３月２日	Oryza sativa L.	清流（せいりゅう）のめぐみ	〃	岐阜県 岐阜県岐阜市薮田南二丁目１番１号	令和４年５月６日
第31576号 令和８年３月２日	〃	広系酒（ひろけいさけ）45号（ごう）	〃	広島県 広島県広島市中区基町10番52号 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	令和４年５月13日
第31577号 令和８年３月２日	〃	令和誉富士（れいわほまれふじ）	〃	静岡県 静岡県静岡市葵区追手町９番６号	〃
第31578号 令和８年３月２日	〃	コシヒカリ駿河（するが）d63Gw	〃	富田因則 東京都渋谷区本町１丁目15番９号	令和４年６月20日
第31579号 令和８年３月２日	Pericallis x hybrida (Scheidw.) B. Nord.	Sene Niregoku	〃	サントリーフラワーズ株式会社 東京都港区芝四丁目17番５号	令和５年２月９日
第31580号 令和８年３月２日	Petasites japonicus (Siebold & Zucc.) Maxim.	CCI-F01	〃	シーシーアイホールディングス株式会社 岐阜県関市新迫間12番地 公立大学法人福井県立大学 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島４－１－１	令和５年11月29日
第31581号 令和８年３月２日	Phalaenopsis Blume	PHALHETWER	〃	Anthura B.V. Anthuriumweg 14, 2665KV Bleiswijk, The Netherlands	令和５年10月５日
第31582号 令和８年３月２日	〃	PHALIPUE	〃	〃	〃
第31583号 令和８年３月２日	〃	PHALISYCH	〃	〃	〃

第31584号 令和８年３月２日	〃	国分寺(こくぶんじ)-50	〃	有限会社国分寺洋蘭園 埼玉県北本市石戸宿五丁目248番地	令和６年12月５日
第31585号 令和８年３月２日	Pyrus communis L.	信大(しんだい)ほのか	30	国立大学法人信州大学 長野県松本市旭三丁目１番１号	令和３年６月15日
第31586号 令和８年３月２日	〃	信大(しんだい)のどか	〃	〃	〃
第31587号 令和８年３月２日	〃	信大(しんだい)はるちゃん	〃	〃	令和３年９月30日
第31588号 令和８年３月２日	Rosa L.	自由(じゆう)の丘(おか)	〃	自由が丘商店街振興組合 東京都目黒区自由が丘１―29―16	令和４年３月１日
第31589号 令和８年３月２日	〃	ピーチ　ホリー	〃	近藤尊寛 愛知県稲沢市井堀橋下町20	令和４年７月４日
第31590号 令和８年３月２日	〃	KIMparasoli	〃	有限会社キムラ企画 埼玉県北葛飾郡杉戸町堤根4425―１	令和４年２月21日
第31591号 令和８年３月２日	〃	KIMkomadorii	〃	〃	〃
第31592号 令和８年３月２日	〃	KIMroadi	〃	〃	〃
第31593号 令和８年３月２日	〃	KIMpolicei	〃	〃	〃
第31594号 令和８年３月２日	〃	KIMfeei	〃	〃	〃
第31595号 令和８年３月２日	〃	KIMhogarai	〃	〃	令和４年５月６日
第31596号 令和８年３月２日	〃	KIMicei	〃	〃	令和４年２月21日
第31597号 令和８年３月２日	〃	KIMspini	〃	〃	〃
第31598号 令和８年３月２日	〃	KIMoldnewi	〃	〃	〃
第31599号 令和８年３月２日	〃	DELTOFFEE	〃	SOCIETE NOUVELLE PEPINIERES ET ROSERAIES GEORGES DELBARD SAS 9, route de Commentry, 03600 MALICORNE, France	令和４年５月６日
第31600号 令和８年３月２日	〃	DELMUTPOMP	〃	〃	〃
第31601号 令和８年３月２日	〃	DELBIESPRO	〃	〃	〃
第31602号 令和８年３月２日	〃	DEL12130467	〃	〃	〃
第31603号 令和８年３月２日	〃	2021カワモAJO	〃	有限会社河本バラ園 岐阜県揖斐郡大野町大野775	令和４年３月28日
第31604号 令和８年３月２日	〃	2021カワモCON	〃	〃	〃
第31605号 令和８年３月２日	〃	2021カワモLAB	〃	〃	〃
第31606号 令和８年３月２日	〃	2021カワモRIN	〃	〃	〃
第31607号 令和８年３月２日	〃	2021カワモSAV	〃	〃	〃
第31608号 令和８年３月２日	〃	2021カワモBAR	〃	〃	〃

第31609号 令和８年３月２日	〃	2021カワモPET	〃	〃	〃
第31610号 令和８年３月２日	〃	MEGUMI	〃	鈴木健治 静岡県浜松市西区古人見町3731	令和４年７月４日
第31611号 令和８年３月２日	〃	Auspital	〃	David Austin Roses Limited Bowling Green Lane, Albrighton, Wolverhampton WV7 3HB, United Kingdom	令和４年８月16日
第31612号 令和８年３月２日	〃	カメオYI2	〃	今村雄一 福岡県久留米市田主丸町船越994－1	令和４年６月20日
第31613号 令和８年３月２日	〃	AH10VB	〃	青木宏達 岐阜県揖斐郡大野町大字古川73番地1	〃
第31614号 令和８年３月２日	〃	TAN14833	〃	Rosen Tantau KG Tornescher Weg 13, 25436 Uetersen, Germany	令和４年８月４日
第31615号 令和８年３月２日	〃	KORCHARBLO	〃	W. Kordes' Soehne Rosenschulen GmbH & Co KG 25365 Klein Offenseth-Sparrieshoop, Rosenstrasse 54, Germany	〃
第31616号 令和８年３月２日	〃	KORTANGWAL	〃	〃	〃
第31617号 令和８年３月２日	〃	KEIFUGANBAI	〃	京成バラ園芸株式会社 千葉県八千代市大和田新田755番地	〃
第31618号 令和８年３月２日	〃	KORETHORO	〃	W. Kordes' Soehne Rosenschulen GmbH & Co KG 25365 Klein Offenseth-Sparrieshoop, Rosenstrasse 54, Germany	〃
第31619号 令和８年３月２日	〃	トミーアリス	〃	高橋弘 愛知県弥富市稲元十丁目31番地	令和５年１月17日
第31620号 令和８年３月２日	〃	ナナマーゴ	〃	〃	令和５年７月19日
第31621号 令和８年３月２日	〃	TOMMYウンク	〃	〃	令和５年６月８日
第31622号 令和８年３月２日	Solanum tuberosum L.	ゆめいころ	25	地方独立行政法人北海道立総合研究機構 北海道札幌市北区北十九条西十一丁目１番地８	令和３年11月29日
第31623号 令和８年３月２日	〃	TILBURY	〃	GERMICOPA BREEDING 1, Allee Loeiz Herrieu 29000 QUIMPER, France	令和４年６月７日
第31624号 令和８年３月２日	Zamioculcas zamiifolia (Lodd.) Engl.	Dark Zamicro	〃	Aardam B.V. Oostkanaalweg 5 C, 2445BA Aarlanderveen, The Netherlands	令和３年11月22日

⑵　登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。）

２　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第31568号 令和８年３月２日	Alstroemeria L.	Zalsamerak	Van Zanten Breeding B.V. Lavendelweg 15, 1435EW Rijsenhout, The Netherlands	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外

					の国で指定国以外のあって国に種苗を輸出するし最終消費目的をもって収穫物を輸出する行為及び該当する行為を制限する。
第31569号 令和８年３月２日	〃	Zalsaisla	〃	〃	〃
第31570号 令和８年３月２日	〃	Zalsaven	〃	〃	〃
第31571号 令和８年３月２日	Chrysanthemum L.	スプレーアイチ夏（なつ）4号（ごう）	愛知県 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番２号	〃	〃
第31572号 令和８年３月２日	Fragaria L.	すずりっか	ホクサン株式会社 北海道北広島市北の里27番地４	〃	〃
第31573号 令和８年３月２日	Glycine max (L.) Merr.	リョウユウ	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	〃	〃
第31574号 令和８年３月２日	Lolium perenne L.	ルフレ	地方独立行政法人北海道立総合研究機構 北海道札幌市北区北十九条西十一丁目１番地８ 雪印種苗株式会社 北海道札幌市厚別区上野幌一条五丁目１番８号	〃	〃
第31575号 令和８年３月２日	Oryza sativa L.	清流（せいりゅう）のめぐみ	岐阜県 岐阜県岐阜市薮田南二丁目１番１号	〃	〃
第31576号 令和８年３月２日	〃	広系酒45号（ひろけいさけごう）	広島県 広島県広島市中区基町10番52号 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	〃	〃
第31577号 令和８年３月２日	〃	令和誉富士（れいわほまれふじ）	静岡県 静岡県静岡市葵区追手町９番６号	〃	〃
第31579号 令和８年３月２日	Pericallis x hybrida (Scheidw.) B. Nord.	Sene Niregoku	サントリーフラワーズ株式会社 東京都港区芝四丁目17番５号	〃	〃
第31580号 令和８年３月２日	Petasites japonicus (Siebold & Zucc.) Maxim.	CCI-F01	シーシーアイホールディングス株式会社 岐阜県関市新迫間12番地 公立大学法人福井県立大学 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島４－１－１	〃	〃
第31585号 令和８年３月２日	Pyrus communis L.	信大（しんだい）ほのか	国立大学法人信州大学 長野県松本市旭三丁目１番１号	〃	〃
第31586号 令和８年３月２日	〃	信大（しんだい）のどか	〃	〃	〃
第31587号 令和８年３月２日	〃	信大（しんだい）はるちゃん	〃	〃	〃
第31590号 令和８年３月２日	Rosa L.	KIMparasoli	有限会社キムラ企画 埼玉県北葛飾郡杉戸町堤根4425―１	〃	〃
第31591号 令和８年３月２日	〃	KIMkomadorii	〃	〃	〃
第31592号 令和８年３月２日	〃	KIMroadi	〃	〃	〃

第31593号 令和８年３月２日	〃	KIMpolicei	〃	〃	〃
第31594号 令和８年３月２日	〃	KIMfeei	〃	〃	〃
第31595号 令和８年３月２日	〃	KIMhogarai	〃	〃	〃
第31596号 令和８年３月２日	〃	KIMicei	〃	〃	〃
第31597号 令和８年３月２日	〃	KIMspini	〃	〃	〃
第31598号 令和８年３月２日	〃	KIMoldnewi	〃	〃	〃
第31610号 令和８年３月２日	〃	MEGUMI	鈴木健治 静岡県浜松市西区古人見町3731	〃	〃
第31612号 令和８年３月２日	〃	カメオYI2	今村雄一 福岡県久留米市田主丸町船越994－1	〃	〃
第31614号 令和８年３月２日	〃	TAN14833	Rosen Tantau KG Tornescher Weg 13, 25436 Uetersen, Germany	〃	〃
第31615号 令和８年３月２日	〃	KORCHARBLO	W. Kordes' Soehne Rosenschulen GmbH & Co KG 25365 Klein Offenseth-Sparrieshoop, Rosenstrasse 54, Germany	〃	〃
第31616号 令和８年３月２日	〃	KORTANGWAL	〃	〃	〃
第31617号 令和８年３月２日	〃	KEIFUGANBAI	京成バラ園芸株式会社 千葉県八千代市大和田新田755番地	〃	〃
第31618号 令和８年３月２日	〃	KORETHORO	W. Kordes' Soehne Rosenschulen GmbH & Co KG 25365 Klein Offenseth-Sparrieshoop, Rosenstrasse 54, Germany	〃	〃
第31619号 令和８年３月２日	〃	トミーアリス	高橋弘 愛知県弥富市稲元十丁目31番地	〃	〃
第31620号 令和８年３月２日	〃	ナナマーゴ	〃	〃	〃
第31621号 令和８年３月２日	〃	TOMMYウンク	〃	〃	〃
第31622号 令和８年３月２日	Solanum tuberosum L.	ゆめいころ	地方独立行政法人北海道立総合研究機構 北海道札幌市北区北十九条西十一丁目１番地８	〃	〃
第31623号 令和８年３月２日	〃	TILBURY	GERMICOPA BREEDING 1, Allee Loeiz Herrieu 29000 QUIMPER, France	〃	〃

3　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定地域	生産する行為を制限する旨
第31575号 令和８年３月２日	Oryza sativa L.	清流（せいりゅう）のめぐみ	岐阜県 岐阜県岐阜市薮田南二丁目１番１号	岐阜県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。

第31577号 令和８年３月２日	〃	令和誉富士（れいわほまれふじ）	静岡県 静岡県静岡市葵区追手町９番６号	静岡県	〃
第31580号 令和８年３月２日	Petasites japonicus (Siebold & Zucc.) Maxim.	CCI-F01	シーシーアイホールディングス株式会社 岐阜県関市新迫間12番地 公立大学法人福井県立大学 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島４－１－１	岐阜県	〃
第31612号 令和８年３月２日	Rosa L.	カメオYI2	今村雄一 福岡県久留米市田主丸町船越994－1	福岡県久留米市田主丸町	〃
第31622号 令和８年３月２日	Solanum tuberosum L.	ゆめいころ	地方独立行政法人北海道立総合研究機構 北海道札幌市北区北十九条西十一丁目１番地８	北海道	〃

○農林水産省告示第二百六十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づく届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年三月二日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

Ⅰ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類並びに出願品種の名称

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Catharanthus roseus (L.) G. Don	MYCAT069	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号	第38306号 令和７年11月27日
Chrysanthemum L.	DLFPIZAS1	Deliflor Royalties B.V. Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands	第38276号 令和７年11月７日
Dianthus caryophyllus L.	KS21090-04	カネコ種苗株式会社 群馬県前橋市古市町一丁目50番12号	第38270号 令和７年11月５日
〃	KS21098-02	〃	第38271号 令和７年11月５日
〃	KS22021-02	〃	第38272号 令和７年11月５日
〃	KS22099-01	〃	第38273号 令和７年11月５日
〃	KS22113-03	〃	第38274号 令和７年11月５日
Matthiola incana (L.) R. Br.	ステッキイエロー	株式会社ムラカミシード 茨城県笠間市大田町341番地	第38243号 令和７年10月28日
〃	ステッキブルー	〃	第38244号 令和７年10月28日
Oryza sativa L.	ゆきふわり	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第38230号 令和７年10月10日
Petunia Juss.	MYPET066	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号	第38303号 令和７年11月27日
〃	MYPET067	〃	第38304号 令和７年11月27日
〃	MYPET068	〃	第38305号 令和７年11月27日
Pyrus pyrifolia (Burm. f.) Nakai var. culta (Mak.) Nakai	秋豊（あきゆたか）	安心院亨 大分県日田市大字夜明3517―１	第38233号 令和７年10月15日
Rosa L.	ARSPIBLO	A.R.B.A. B.V. Fraxinus 12, 1424LG De Kwakel, The Netherlands	第38286号 令和７年11月12日
〃	バーンB	高橋弘 愛知県弥富市稲元十丁目31番地	第38301号 令和７年11月26日
x Semponium D. Michael	Sienna	Surreal Succulents Badger Rest, Green Lane, TR17 0HQ, Marazion, Cornwall, United Kingdom	第37642号 令和６年10月４日
〃	Destiny	〃	第37643号 令和６年10月４日
〃	Diamond	〃	第37644号 令和６年10月４日

〃	Vortex	〃	第37645号 令和６年10月４日
〃	Mrs Flosty	〃	第37646号 令和６年10月４日
〃	Halo	〃	第37647号 令和６年10月５日

Ⅱ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定国	輸出する行為を制限する旨
Catharanthus roseus (L.) G. Don	MYCAT069	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号	第38306号 令和７年11月27日	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
Dianthus caryophyllus L.	KS21090-04	カネコ種苗株式会社 群馬県前橋市古市町一丁目50番12号	第38270号 令和７年11月５日	〃	〃
〃	KS21098-02	〃	第38271号 令和７年11月５日	〃	〃
〃	KS22021-02	〃	第38272号 令和７年11月５日	〃	〃
〃	KS22099-01	〃	第38273号 令和７年11月５日	〃	〃
〃	KS22113-03	〃	第38274号 令和７年11月５日	〃	〃
Oryza sativa L.	ゆきふわり	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第38230号 令和７年10月10日	〃	〃
Petunia Juss.	MYPET066	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号	第38303号 令和７年11月27日	〃	〃
〃	MYPET067	〃	第38304号 令和７年11月27日	〃	〃
〃	MYPET068	〃	第38305号 令和７年11月27日	〃	〃
Rosa L.	バーンB	高橋弘 愛知県弥富市稲元十丁目31番地	第38301号 令和７年11月26日	〃	〃
x Semponium D. Michael	Sienna	Surreal Succulents Badger Rest, Green Lane, TR17 0HQ, Marazion, Cornwall, United Kingdom	第37642号 令和６年10月４日	〃	〃
〃	Destiny	〃	第37643号 令和６年10月４日	〃	〃
〃	Diamond	〃	第37644号 令和６年10月４日	〃	〃
〃	Vortex	〃	第37645号 令和６年10月４日	〃	〃
〃	Mrs Flosty	〃	第37646号 令和６年10月４日	〃	〃
〃	Halo	〃	第37647号 令和６年10月５日	〃	〃

官報目次

国家試験

令和８年度技術士第一次試験の実施

技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第１条の２の規定に基づき、令和８年度技術士第一次試験の実施について、次のとおり公告する。

令和８年３月２日

文部科学大臣　松本　洋平

令和８年度技術士第一次試験の実施について

１．受験資格　年齢、学歴、業務経歴等による制限はない。

２．試験の方法　試験は、筆記試験により行う。

３．試験科目　試験は、総合技術監理部門を除く20の技術部門について行う。

⑴　基礎科目として、科学技術全般にわたる基礎知識。

⑵　適性科目として、技術士法第４章（技術士等の義務）の規定の遵守に関する適性。

⑶　専門科目として、受験者があらかじめ選択する１技術部門に係る基礎知識及び専門知識。

なお、一定の資格を有する者については、技術士法施行規則第６条の規定に基づいて試験の一部を免除する。

４．試験の日時、試験地及び試験会場

期日　令和８年11月22日（日）

時間　試験時間は、公益社団法人日本技術士会が受験者に別途通知する。

試験地及び試験会場　次の都道府県において行い、試験会場は、10月下旬頃の官報に公告する。

北海道、岩手県、宮城県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県。

なお、試験会場については、同会が、受験者があらかじめ選択する試験地における会場を本人宛てに別途通知する。

５．受験申込受付期間

⑴　郵送受付

令和８年６月10日（水）から６月24日(水)まで。

受験申込書類は、公益社団法人日本技術士会宛てに、書留郵便（６月24日（水）までの消印は有効。）で提出すること。

⑵　ＷＥＢ受付

令和８年６月10日（水）９：00から６月23日（火）17：00まで。

受験申込書類は、公益社団法人日本技術士会ホームページの技術士試験・登録ＷＥＢ申請窓口により提出すること。

６．受験申込書類

⑴　技術士第一次試験受験申込書（６ヵ月以内に撮った半身脱帽の縦4.5㎝、横3.5㎝の写真１枚貼付）

⑵　技術士法施行規則第６条の規定に該当する者については、免除事由に該当することを証する証明書又は書面を提出すること。

７．受験手数料　13,000円

８．試験の実施に関する事務を行う機関及び申込書類提出先　指定試験機関公益社団法人日本技術士会　〒105―0011　東京都港区芝公園３丁目５番８号　機械振興会館４階　電話番号　03―6432―4585

申込書類は同会が指定する提出先宛てに提出すること。

９．受験申込書の取扱い　受験申込書を請求する者は、６月５日（金）から公益社団法人日本技術士会及び同会の北海道（札幌市）、東北（仙台市）、北陸（新潟市）、中部（名古屋市）、近畿（大阪市）、中国（広島市）、四国（高松市）又は九州（福岡市）の各地域本部等まで申し出ること。

なお、請求方法等の詳細については、公益社団法人日本技術士会ホームページ（ＵＲＬ　https://www.engineer.or.jp/）を参照するか又は同会に直接問い合わせること。

10．受験申込書記載事項の変更　受験者は、公益社団法人日本技術士会において受験申込書が受理された後、当該申込書に記載されている氏名、本籍地又は現住所に変更が生じたときは、その都度、氏名、受験番号を明らかにして、その旨を同会へ届けること。

11．合格発表　令和９年２月に、試験に合格した者の氏名を技術士第一次試験合格者として公告するとともに、本人宛てに合格証を送付する。

合格発表後、公益社団法人日本技術士会は、受験者に成績を通知する。

12．正答の公表　試験終了後、公益社団法人日本技術士会は、速やかに試験問題の正答を公表する。

令和８年度技術士第二次試験の実施

技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第１条の２の規定に基づき、令和８年度技術士第二次試験の実施について、次のとおり公告する。

令和８年３月２日

文部科学大臣　松本　洋平

令和８年度技術士第二次試験の実施について

１．受験資格　技術士補となる資格を有し、次のいずれかに該当する者

⑴　技術士補として技術士を補助したことがある者で、その補助した期間が通算して次に定める期間（⑵の期間を算入することができる。）を超える者。

①　総合技術監理部門を除く技術部門　４年

②　総合技術監理部門　７年

⑵　科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価（補助的業務を除く。）又はこれらに関する指導の業務を行う者(注１)の監督(注２)の下に当該業務に従事した者で、その従事した期間が技術士補となる資格を有した後通算して次に定める期間（⑴の期間を算入することができる。）を超える者。

①　総合技術監理部門を除く技術部門　４年

②　総合技術監理部門　７年

（注１）　７年を超える業務経験を有し、かつ受験者を適切に監督することができる職務上の地位にある者。

（注２）　受験者が技術士となるのに必要な技能を修習することができるよう、指導、助言その他適切な手段により行われるもの。

⑶　科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価（補助的業務を除く。）又はこれらに関する指導の業務に従事した期間が通算して次に定める期間を超える者。

①　総合技術監理部門を除く技術部門　７年

②　総合技術監理部門　10年

（既に総合技術監理部門以外の技術部門について技術士となる資格を有する者にあっては７年）

なお、⑴～⑶のいずれにおいても学校教育法による大学院修士課程（理科系統のものに限る。）若しくは専門職学位課程（理科系統のものに限る。）を修了し、又は博士課程（理科系統のものに限る。）に在学し、若しくは在学していた者にあっては、２年を限度として、当該期間からその在学した期間を減じた期間とする。

２．試験の方法　技術士第二次試験は、筆記試験及び口頭試験により行い、口頭試験は、筆記試験に合格した者について行う。

３．試験科目

⑴　試験は、21の技術部門について行う。

⑵　試験科目は、必須科目及び選択科目により行う。

⑶　既に総合技術監理部門を除くいずれかの技術部門の第二次試験に合格している者が、総合技術監理部門を既に合格している技術部門に対応する選択科目で受験する場合は、試験科目のうち選択科目を免除する。

４．試験の日時、試験地及び試験会場

⑴　筆記試験

期日

①　総合技術監理部門の必須科目　令和８年７月19日（日）

②　総合技術監理部門を除く技術部門及び総合技術監理部門の選択科目　令和８年７月20日（月）

時間　試験時間は、公益社団法人日本技術士会が受験者に別途通知する。

試験地及び試験会場　次の都道府県において行い、試験会場は、６月中旬頃の官報に公告する。

北海道、宮城県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県。

なお、試験会場については、同会が、受験者があらかじめ選択する試験地における会場を本人宛てに別途通知する。

⑵　口頭試験

期日　令和８年12月から令和９年１月までの間で、公益社団法人日本技術士会が受験者に別途通知する日

時間　試験時間については、同会が受験者に別途通知する。

試験地及び試験会場　東京都　試験会場は、同会が受験者に別途通知する。

5．受験申込受付期間
⑴　郵送受付
令和８年４月１日（水）から４月15日(水)まで。
受験申込書類は、公益社団法人日本技術士会宛てに、書留郵便（４月15日（水）までの消印は有効。）で提出すること。
⑵　ＷＥＢ受付
令和８年４月１日（水）９：00から４月14日（火）17：00まで。
受験申込書類は、公益社団法人日本技術士会ホームページの技術士試験・登録ＷＥＢ申請窓口により提出すること。
6．受験申込書類
⑴　技術士第二次試験受験申込書（６ヵ月以内に撮った半身脱帽の縦4.5㎝、横3.5㎝の写真１枚を貼付）
⑵　実務経験証明書
⑶　上記１．⑵に掲げる要件に該当する者については、技術士法施行規則様式第２の２に定める監督者要件証明書及び第２の３に定める監督内容証明書を提出すること。
⑷　総合技術監理部門の選択科目の免除に該当する場合には、技術士第二次試験合格証の写し、技術士第二次試験合格証明書、技術士登録証の写し又は技術士登録証明書のうちいずれかを提出すること。
7．受験手数料　20,500円
8．試験の実施に関する事務を行う機関及び申込書類提出先　指定試験機関公益社団法人日本技術士会　〒105―0011　東京都港区芝公園３丁目５番８号　機械振興会館４階　電話番号　03―6432―4585　申込書類は同会が指定する提出先宛てに提出すること。
9．受験申込書の取扱い　受験申込書を請求する者は、３月24日（火）から公益社団法人日本技術士会及び同会の北海道（札幌市）、東北（仙台市）、北陸（新潟市）、中部（名古屋市）、近畿（大阪市）、中国（広島市）、四国（高松市）又は九州（福岡市）の各地域本部等まで申し出ること。
なお、請求方法等の詳細については、公益社団法人日本技術士会ホームページ（ＵＲＬ　https://www.engineer.or.jp/）を参照するか又は同会に直接問い合わせること。
10．受験申込書記載事項の変更　受験者は、公益社団法人日本技術士会において受験申込書が受理された後、当該申込書に記載されている氏名、本籍地又は現住所に変更が生じたときは、その都度、氏名、受験番号を明らかにして、その旨を同会へ届けること。
11．合格発表　筆記試験については、令和８年11月に合否を通知する。
また、口頭試験については、令和９年３月に試験に合格した者の氏名を技術士第二次試験合格者として公告するとともに、本人宛てに合格証を送付する。
筆記試験及び口頭試験の合格発表後、公益社団法人日本技術士会は、受験者に成績を通知する。
12．正答の公表　筆記試験終了後、公益社団法人日本技術士会は、速やかに択一問題（総合技術監理部門必須科目）の正答を公表する。

令和８年一級建築士試験の施行について

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和８年一級建築士試験を次のとおり施行する。
なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の２第１項に規定する中央指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。
令和８年３月２日
国土交通大臣　金子　恭之
1　試験日及び時間
⑴　「学科の試験」
令和８年７月26日（日）
学科Ⅰ（計画）及び学科Ⅱ（環境・設備）
９：40～11：40（２時間）
学科Ⅲ（法規）
12：55～14：40（１時間45分）
学科Ⅳ（構造）及び学科Ⅴ（施工）
15：15～18：00（２時間45分）
⑵　「設計製図の試験」
令和８年10月11日（日）
11：00～17：30（６時間30分）
2　試験地
⑴　「学科の試験」の試験地は、受験者の受験申込時における住所地の都道府県により別表１のとおりとする。
⑵　「設計製図の試験」の試験地は、受験者の受験申込時における住所地の都道府県により別表２のとおりとする。
3　受験申込手続
⑴　インターネットによる受験申込
新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。
⑵　受験申込受付期間及び時間
⑴　期間　令和８年４月１日（水）から令和８年４月14日（火）まで
⑵　時間　受付開始日の午前10時から受付終了日の午後４時まで
⑶　受験申込方法
センターのホームページ（「https://www.jaeic.or.jp/」以下同様。）において、必要な事項を入力し申込むこと。
なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和８年４月７日（火）までにセンター本部に申し出ること。
4　受験票の交付等
受験票（受験番号、試験場等を明記したもの。以下同様。）は、原則として、「学科の試験」の受験票については令和８年７月10日（金）頃から、「設計製図の試験」の受験票については令和８年９月24日（木）頃から、受験有資格者にマイページ（※）において交付する。（※インターネットによる受付において受験申込手続き完了後から利用できる受験者専用のページ）
なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票は、原則として、「学科の試験」の受験票については令和８年７月10日（金）頃から、「設計製図の試験」の受験票については令和８年９月24日（木）頃から、受験有資格者に発送する。
5　試験地の変更
試験地の変更は、原則として認めない。
ただし、転勤等のやむを得ない事情があり、かつ、センターあてに文書で申請（「学科の試験」については令和８年６月14日（日）まで、「設計製図の試験」については令和８年８月26日（水）まで）し、その承認を受けた者に限り試験地の変更を認める。
6　合格者の発表及び合否の通知
合格者の発表日は、令和８年12月23日（水）（予定）。なお、「学科の試験」については、令和８年９月２日（水）（予定）。
合格者の受験番号をセンターのホームページに公表する。
合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績をマイページにおいて通知する。また、インターネットによる受付が行えなかった者へは、令和８年12月23日（水）頃に通知（郵送）する。なお、「学科の試験」については、令和８年９月２日（水）頃に通知（郵送）する。
7　合格基準点等の公表
合格者の発表の際に、国土交通大臣の定めた合格基準点等をセンターのホームページに公表する。
8　その他
⑴　設計製図の課題は、令和８年７月24日（金）頃からセンターのホームページに公表する。
⑵　受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

別表１　「学科の試験」の試験地

都道府県名	試験地
北海道（網走、釧路、十勝及び根室支庁の管轄区域）	北見市
北海道（上記以外の各支庁の管轄区域）	札幌市
青　森	青森市
岩　手	盛岡市
宮　城	仙台市
秋　田	秋田市
山　形	山形市
福　島	郡山市
茨　城	水戸市
栃　木	宇都宮市
群　馬	前橋市
埼　玉	さいたま市
埼　玉	朝霞市
千　葉	習志野市
東　京	東京都
神奈川	横浜市
山　梨	甲府市
長　野	松本市
新　潟	新潟市
新　潟	長岡市
富　山	富山市
石　川	野々市市
福　井	福井市
岐　阜	各務原市
静　岡	静岡市
愛　知	名古屋市

三　重	津　市
滋　賀	草津市
京　都	京都市
大　阪	大阪市
兵　庫	神戸市
奈　良	天理市
和歌山	和歌山市
鳥　取	倉吉市
島　根	松江市
岡　山	岡山市
広　島	広島市
山　口	山口市
徳　島	徳島市
香　川	高松市
愛　媛	松山市
高　知	高知市
福　岡	福岡市
佐　賀	佐賀市
長　崎	長崎市
熊　本	熊本市
大　分	大分市
宮　崎	宮崎市
鹿児島	鹿児島市
沖　縄	中頭郡西原町

㈱　試験地は、原則として上記都市内に設けるが、試験地等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

別表２　「設計製図の試験」の試験地

都道府県名	試験地
北海道	札幌市
青　森	青森市
岩　手	盛岡市
宮　城	仙台市
秋　田	秋田市
山　形	山形市
福　島	郡山市
茨　城	水戸市
栃　木	宇都宮市
群　馬	高崎市
埼　玉	さいたま市
千　葉	習志野市
東　京	東京都
神奈川	川崎市
山　梨	甲府市
長　野	松本市
新　潟	新潟市
新　潟	長岡市
富　山	富山市
石　川	野々市市
福　井	福井市
岐　阜	各務原市
静　岡	静岡市
愛　知	名古屋市
三　重	津　市
滋　賀	草津市
京　都	京都市
大　阪	大阪市
兵　庫	神戸市
奈　良	天理市
和歌山	和歌山市
鳥　取	倉吉市
島　根	松江市
岡　山	岡山市
広　島	広島市
山　口	山口市
徳　島	徳島市
香　川	高松市
愛　媛	松山市
高　知	高知市
福　岡	福岡市
佐　賀	佐賀市
長　崎	長崎市
熊　本	熊本市
大　分	大分市
宮　崎	宮崎市
鹿児島	鹿児島市
沖　縄	中頭郡西原町

㈱　試験地は、原則として上記都市内に設けるが、試験地等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

令和八年度自動車整備士技能検定試験の実施について

令和八年度自動車整備士技能検定試験の実施について、自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）第五条第三項の規定により、次のとおり公示する。

令和八年三月二日

国土交通大臣　金子　恭之

１　令和八年度自動車整備士技能検定

一　学科試験及び実技試験を行う自動車整備士の技能検定の種類

二級自動車シャシ整備士

二　学科試験及び実技試験の施行期日

イ　学科試験　令和八年九月十六日（水）

ロ　実技試験　令和八年十一月十五日（日）

三　技能検定の申請の受付期間

令和八年六月二十九日（月）から令和八年七月十日（金）まで

２　申請書の提出場所等

一　申請書の提出場所

申請書は、最寄りの神戸運輸監理部兵庫陸運部、運輸支局又は沖縄総合事務局陸運事務所に提出すること。

二　技能検定に係る学科試験及び実技試験を行う試験地等

イ　学科試験の実施地　各地方運輸局及び沖縄総合事務局が指定する都道府県

ロ　実技試験の実施地　各地方運輸局及び沖縄総合事務局が指定する都道府県

注　学科試験及び実技試験の実施地は受験者数により変更することがある。

３　その他

学科試験及び実技試験の全部が免除される者についての技能検定の申請受付は、１に掲げる技能検定の申請の受付期間以外にも実施する。

なお、申請の方法その他技能検定に関する問い合わせについては、最寄りの地方運輸局、沖縄総合事務局、神戸運輸監理部兵庫陸運部、運輸支局又は沖縄総合事務局陸運事務所において行うこと。

技能検定に係る学科試験及び実技試験を行う場所その他必要な事項は、学科試験及び実技試験についてそれぞれその施行期日の二十日前までに地方運輸局、沖縄総合事務局、神戸運輸監理部兵庫陸運部、運輸支局及び沖縄総合事務局陸運事務所に掲示する。

2026年度防衛省専門職員採用試験公告

2026年度防衛省専門職員採用試験について次のとおり告知する。

令和８年３月２日　　防　衛　省

１　採用試験の名称　2026年度防衛省専門職員採用試験

２　試験区分　英語、ロシア語、中国語、朝鮮語及びフランス語

３　試験対象官職の職務と責任の概要　特定の語学に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする係員の官職に補充される。

４　受験資格

⑴　1996（平成８）年４月２日から2005（平成17）年４月１日までに生まれた者

⑵　2005（平成17）年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ア　大学を卒業した者及び2027（令和９）年３月までに大学を卒業する見込みの者並びに防衛省がこれらの者と同等の資格があると認める者

イ　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び2027（令和９）年３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに防衛省がこれらの者と同等の資格があると認める者

⑶　この試験を受けられない者　日本の国籍を有しない者、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第１項の規定に該当する者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

５　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験、専門試験（記述式）及び論文試験（一般論文又は時事論文）

（注）　専門試験（記述式）の出題分野は、別記のとおりとする。

⑵　試験の実施日　2026年５月24日（日）

⑶　試験地　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市及び嘉手納町

なお、試験場は、原則として上記都市内に設けるが、事情により上記都市周辺に設ける場合もある。また、申込受付締切後における「第１次試験地」の変更は認められない。

ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認められる。

⑷　第１次試験合格者発表　2026年６月22日（月）に、防衛省ホームページにおいて、合格者の受験番号を掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

6　第２次試験

⑴　試験種目　口述試験及び身体検査

なお、口述試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　2026年７月６日（月）から７月10日（金）までのうちの指定する日

試験日時の変更は、原則として認めない。

⑶　試験地　東京都、伊丹市

なお、試験場は、原則として上記都市内に設けるが、事情により上記都市周辺に設ける場合もある。また、申込受付締切後における「第２次試験地」の変更は認められない。

ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認められる。

7　最終合格者発表　2026年７月27日（月）に、防衛省ホームページにおいて、合格者の受験番号を掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

8　採用候補者名簿への記載及び当該名簿からの採用方法　試験区分ごとに採用候補者名簿を作成し、採用はこれらの名簿に記載された者の中から行う。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、最終合格者発表日から起算して１年を経過する日までとする。

9　初任給その他の給与　この試験に合格し、採用された者は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）の適用を受け、俸給は原則として次のとおりとする。このほか同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

［適用俸給表］	［俸　給］
行政職俸給表㈠	１級25号俸

10　受験手続

⑴　受験の申込み　インターネットによる申込みを原則とする。

申し込むことができる「試験区分」は、いずれか１区分に限る。

なお、受験申込内容の変更は、やむを得ない場合を除き、申込受付期間までに申出があった場合に限り認める。

⑵　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

⑶　申込受付期間　2026年４月１日（水）から同月15日（水）まで

11　その他

⑴　受験に関する問合せは、下記の問合せ先に行うこと。

［問合せ先］　防衛省大臣官房秘書課採用企画室　〒162―8801　東京都新宿区市谷本村町５－１

☎03（3268）3111（代）　内線25000

⑵　身体に障害があるために、受験に際し、特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

⑶　試験の詳細については、防衛省のホームページを参照すること。

別記

専門試験（記述式）出題分野一覧

［試験区分］	［出題分野］
英　　語	英文和訳、和文英訳及び英文法
ロシア語	露文和訳、和文露訳及び露語文法
中　国　語	中文和訳、和文中訳及び中国語文法
朝　鮮　語	朝文和訳、和文朝訳及び朝鮮語文法
フランス語	仏文和訳、和文仏訳及び仏語文法

公　告

諸　事　項

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

保険料の前納払込みに係る保険料の払込みの時期等を定める公告

経過措置に関する簡易生命保険約款第39条第５項、第47条第５項及び第59条第５項、終身保険簡易生命保険約款第13条第２項及び第51条第５項、定期保険簡易生命保険約款第13条第２項及び第41条第４項、養老保険簡易生命保険約款第13条第２項及び第50条第５項、学資保険及び育英年金付学資保険簡易生命保険約款第13条第２項及び第60条第６項、夫婦保険簡易生命保険約款第11条第２項及び第46条第５項、終身年金保険簡易生命保険約款第12条第２項及び第50条第５項、定期年金保険簡易生命保険約款第12条第２項及び第35条第４項、夫婦年金保険簡易生命保険約款第10条第２項及び第39条第５項、終身年金保険付終身保険簡易生命保険約款第13条第２項及び第53条第６項、夫婦年金保険付夫婦保険簡易生命保険約款第11条第２項及び第53条第６項、簡易生命保険特約簡易生命保険約款第11条第２項及び第60条第４項、財形貯蓄保険簡易生命保険約款第33条第４項、財形終身年金保険簡易生命保険約款第34条第４項、確定拠出終身年金保険簡易生命保険約款第16条第４項並びに口座払込みに関する簡易生命保険約款第２条第５項に規定する保険料の払込みの時期、年ごとの効力発生応当日の到来の時期、保険期間の満了する日の到来の時期、特約保険料の払込みの時期及び特約の保険期間の満了する日の到来の時期を次のとおり定めたので、令和８年４月１日から施行します。

令和８年３月２日

独立行政法人
郵便貯金簡易生命保険管理・
郵便局ネットワーク支援機構
理事長　白山　昭彦

令和８年４月１日から令和９年３月31日まで

企業年金基金変更公告

全国鐵構工業企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。

１．新事務所の所在地　東京都文京区湯島３丁目21番10号
２．旧事務所の所在地　東京都中央区新川２丁目６番８号
３．変更年月日　令和８年３月１日

令和８年３月２日

全国鐵構工業企業年金基金
理事長　山本　弘紀

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

北海道旭川市東旭川南一条七丁目四番四号

有限会社サポート

清算人　黒崎　芳彦

解散公告

当社は、令和七年十二月二十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

北海道苫前郡羽幌町北大通三丁目二二番地

有限会社ストアーヨーク

清算人　名達　憲次

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

札幌市南区川沿二条三丁目二番六号グロー

バル川沿Ｔ一号室

株式会社ゴールドラッシュ

代表清算人　小野寺雅人

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

北海道伊達市網代町一一番地

有限会社水谷商事

清算人　水谷　賢彦

解散公告

当社は、令和八年三月一日の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

岩手県一関市磐井町二番一三号

株式会社イーハトーブ東北

代表清算人　松本　数馬

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

岩手県盛岡市津志田西二丁目一二番八号

合同会社ＴＤＳ

代表清算人　藤原　正

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

仙台市泉区鶴が丘二丁目一九番五号

有限会社エレクトリックあべ

清算人　阿部　吉生

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

仙台市青葉区芋沢字的場二―四

ミネテクノ株式会社

代表清算人　嶺　裕二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

秋田県秋田市茨島二丁目二番一号

有限会社協和メディカル

清算人　丹　久峰

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

山形県寒河江市字下河原一七六番地の一

有限会社サガミ自動車

清算人　渡邉　賢

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

福島県双葉郡川内村大字上川内字沢一六三番地

有限会社やまとや

清算人　秋元　和三

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

茨城県常陸太田市山下町一七〇二番地の三

株式会社関東精機製作所

代表清算人　佐藤　俊浩

解散公告

当社は、令和八年一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

茨城県稲敷郡阿見町大字若栗二四七五番地四

株式会社総美建設

代表清算人　鈴木　朋子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

栃木県宇都宮市西川田本町四丁目一九番四号

一般社団法人とちぎウェルネスツーリズム協会

清算人　松本　邦夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

群馬県前橋市荒牧町九九六番地六

合同会社ＢｌｉｓｓＶｉｍｕｔｔｉ

清算人　清水　隆広

解散公告

当社は、令和八年二月二十七日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

埼玉県所沢市大字松郷七四番地の一四

株式会社エヌ・ワイ・アパレル

代表清算人　根本　静江

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

さいたま市南区大字大谷口一四二九番地五

有限会社幸

清算人　田口　浩幸

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

埼玉県春日部市粕壁東一丁目二三番二七号

株式会社さか田

代表清算人　坂田　和則

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

埼玉県三郷市高州三丁目四六〇番地

有限会社白石商店

清算人　白石はま子

解散公告

当社は、令和八年二月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

埼玉県越谷市東越谷三丁目一〇番三八号

有限会社カイセー

代表清算人　松林　季佳

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

千葉県船橋市藤原七丁目一〇番八号

富士商事株式会社

代表清算人　平嶋　英信

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目一三番六号

有限会社ＡＹＵＳＢＡＹ

清算人　鈴木　真

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都千代田区内神田二丁目二番六号五階

あすな会計事務所内

豊田ロジスティクス特定目的会社

代表清算人　中垣　光博

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都台東区蔵前三丁目一三番八号

村瀬ゴム株式会社

代表清算人　村瀬　裕久

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都千代田区有楽町一丁目一三番二号第一生命日比谷ファースト一八階

株式会社沖栄フーズホールディングス

代表清算人　戸﨑　豊

解散公告

当法人は、令和八年二月二十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都千代田区内神田一丁目三番七号四〇一あすな会計事務所内

一般社団法人ＲＳＭＫ

代表清算人　中垣　光博

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年一月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都港区西新橋一丁目二番九号メンター

キャピタル税理士法人内　合同会社結志

清算人　武野氏伸哉

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年一月三十一日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都港区西新橋一丁目二番九号メンター

キャピタル税理士法人内

一般社団法人ゆいまーる

代表清算人　武野氏伸哉

解散公告

当社は、令和八年三月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都杉並区松ノ木三丁目二〇番一七号

株式会社オフィスＣ・Ｅ・Ｒ

代表清算人　髙瀬　道男

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都台東区竜泉三丁目四三番一号

株式会社ＴＡＡＰ

代表清算人　高原　真吾

解散公告

当法人は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

西東京アセット一般社団法人

代表清算人　稲葉　孝史

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

株式会社昭島プロパティーズ

代表清算人　武野氏伸哉

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

株式会社ＫＲＴＳ３

代表清算人　武野氏伸哉

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都大田区大森西三―二九―二ベルハイム大森三〇三号室

清算人　岡部　慎一

解散公告

当法人は、令和八年二月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都渋谷区代々木五丁目一〇番一〇号

一般社団法人自然文化観光機構

代表清算人　永谷亜矢子

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都町田市東玉川学園一丁目一七番七号

株式会社宅地開発研究所

代表清算人　小村　哲夫

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和八年二月二十七日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号

株式会社富士屋商事

代表清算人　鹿谷　豊一

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都目黒区下目黒四丁目二〇番三三号

Rex Research&Trading株式会社

代表清算人　鈴木　誠

解散公告

当社は、令和八年二月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都目黒区下目黒六丁目二〇番五号

特殊衛帯工業有限会社

清算人　藤本　直也

解散公告

当法人は、令和八年二月二十八日付の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号クリフィックス税理士法人内

一般社団法人いぶき

代表清算人　小川　聡

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都千代田区外神田四丁目七番五号

外神田マーケティング事務所株式会社

代表清算人　田内　広平

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都江東区越中島三丁目六番一―六〇五号

ドローンスクールラボ株式会社

代表取締役　大網　仁己

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都大田区東矢口二丁目六番六号

株式会社ドルフィン商会

代表清算人　椋木　一真

解散公告

当法人は、令和八年三月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイト

トーマツ赤坂インターナショナル株式会社

内　一般社団法人エムエル・ダイミョウ

代表清算人　山﨑　亮雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイト

トーマツ赤坂インターナショナル株式会社

内　合同会社エムエル・ダイミョウ

清算人　山﨑　亮雄

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

インフラフィールズ合同会社

清算人　野坂　照光

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

ブルーエナジーホールディングス2一般

社団法人　代表清算人　野坂　照光

解散公告

当社は、令和七年十二月十一日会社法四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都台東区東上野二丁目一一番一号東上野ＭＪビル四〇一　株式会社ファースト

代表清算人　佐藤　千恵

解散公告

当組合は、令和八年二月五日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都港区六本木六丁目一〇―一六本木ヒルズ森タワー一五Ｆ

ＡＮＲＩ４アネックス有限責任事業組合

清算人　ＡＮＲＩ株式会社

職務執行者　佐俣　安理

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都港区北青山一―三―一アールキューブ青山三階　三天合同会社

清算人　石井　豪

解散公告

当社は、令和八年一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都江戸川区清新町一丁目五番一五―三〇二号　有限会社アイテーション

清算人　坂入志乃生

解散公告

当認可地縁団体は、解散したので、当認可地縁団体に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都練馬区東大泉六丁目四四番二八号

認可地縁団体一六八会

清算人　天野　正徳

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により同日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都台東区寿三丁目六番一号

有限会社マスターンアソシエイツ

清算人　井上　正宏

解散公告

当社は、令和八年二月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都中央区明石町七番二〇明石町フラッツ二〇三号　カサイ運輸株式会社

代表清算人　葛西　義孝

解散公告

当社は、令和七年十二月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都目黒区八雲二丁目二一番二　二一五号

株式会社エムズユニット

代表清算人　藤野　雅人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都港区虎ノ門二丁目五番一八号

合同会社パワーインフィニティー

清算人　藤田　宗巳

解散公告

当社は、令和八年二月五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都新宿区大京町三一番地御苑住宅六〇一

パウダーフリークス合同会社

清算人　月岡　睦子

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
当法人は、令和八年二月十日主たる事務所を移転しました。
令和八年三月二日
東京都港区港南四丁目六番一―三三〇四号
一般社団法人静岡オールスポーツ・エンターテイメント
代表清算人　馬場　靖

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月二日
東京都調布市菊野台二丁目四九番一号
株式会社センドネットワークス
代表清算人　藤田　龍雄

解散公告

当社は、令和八年二月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月二日
東京都港区赤坂五丁目三番一号
株式会社Ｓｐｏｎｔｅｎａ
代表清算人　髙橋　祐二

解散公告

当社は、令和八年二月二十七日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月二日
東京都港区南青山四丁目二一番二六号リュエル青山Ｃ棟Ｂ一細谷総合会計事務所内
ＫＩＣ野田特定目的会社
代表清算人　細谷晋一郎

解散公告

当社は、令和八年二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月二日
東京都品川区二葉四丁目一六番二号
株式会社３ＫＢＩＣＡＳ　ＪＰ
（法人番号　1290002023812）
代表清算人　安生　洋二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月二日
東京都中央区勝どき一丁目七番二―一三〇八号
オールワン合同会社
清算人　ザイナブディノワ　デゥルドナホン

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月二日
東京都中央区勝どき一丁目七番二―一三〇八号
オールジャパン合同会社
清算人　ザイナブディノワ　デゥルドナホン

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日付株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月二日
東京都千代田区神田神保町二丁目九番地
有限会社アトリエアーク
清算人　川福　貴子

解散公告

当社は、解散しました。債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。期間内にお申し出がない場合は清算から除斥します。
令和八年三月二日
東京都中野区東中野四丁目一〇番二〇―六〇五号
テックハンド株式会社
代表清算人　蓼沼　伸二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月二日
東京都渋谷区円山町五番三号ＭＩＥＵＸ渋谷ビル八階
ふじ合同会社
清算人　浅見　浩平

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月二日
東京都中央区銀座七丁目一五番一八号銀ビル三Ｆ
一般社団法人すごい会社協会
代表清算人　雨宮　茂樹

解散公告

当社は、令和八年二月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月二日
東京都渋谷区幡ケ谷二丁目一番五号
有限会社イシイ
清算人　石井　新治

解散公告

当社は、令和八年二月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月二日
東京都品川区北品川五丁目五―一五
株式会社ヴェルデックス
代表清算人　片原　範之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月二日
東京都世田谷区北沢五丁目一四番一〇号
株式会社ねおらいふ
代表清算人　武田　敦

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月二日
東京都中央区日本橋堀留町一丁目一〇番一五号
株式会社スマートピーアール
代表清算人　持田　恵作

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月二日
東京都港区南青山二丁目二番一五号ウィン青山一二一四号
Ｃｏｌａｂ株式会社
代表清算人　岸野　佑亮

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年二月二十八日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月二日
東京都中央区日本橋一丁目四番一号
ＫＲＯインベストメント合同会社
清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都港区北青山一丁目三番一号アールキューブ青山三階

合同会社ＲｉｓｋＴａｋｅｒ　Ｇｒｏｕｐ

清算人　冨山　智広

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都港区南青山一丁目一六番三号クレスト吉田一〇一

特定非営利活動法人ＬｉＫＥＭｅ Ｎｕｒｓｅ

清算人　岩藤　典子

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都三鷹市牟礼六丁目一一番一二―四〇九号

株式会社レンカク

代表清算人　藤瀬　辰司

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都新宿区四谷四丁目三二番八号ＹＫＢサニービル六階

森林再生ファンド４号合同会社

清算人　矢澤　学

解散公告

当組合は、令和八年一月三十一日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一九号

Ｋ４Ｊ―ＨＴＧ有限責任事業組合

清算人　マイナー・アレン・パーカー

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

合同会社Ｍｏｎ　Ｔａｌｉｓｍａｎ

清算人　福永　隆明

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町ダイヤビル二Ｆ

ローリエ株式会社

代表清算人　中野麻由美

解散公告

当社は令和八年二月二十八日付けで解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都千代田区丸の内一丁目八番二号鉄鋼ビルディング四階

神楽坂４７特定目的会社

代表清算人　山本　祐紀

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都渋谷区桜丘町七番三号

有限会社北星

清算人　平澤　庸良

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ１２合同会社２

清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

一般社団法人八重洲一丁目開発

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

合同会社八重洲一丁目開発

清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　御殿場一般社団法人

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

東京都中央区日本橋二丁目一番三号

Ａｋａｒｉ　Ｅｎｅｒｇｙ株式会社

代表清算人　佐藤　有人

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

神奈川県横浜市神奈川区金港町五番地一四

クアドリフォリオ八階

株式会社Ｐｏｗｅｒｍｏｕｓｅ

代表清算人　サンチェズ・テレスパラ　シオス・アントニオ・イシドロ

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

神奈川県川崎市川崎区東田町四番地四

有限会社高力商店

清算人　髙橋　誠一

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

横浜市都筑区中川六丁目一番一〇―一〇九号

アジュールパートナーズ株式会社

代表清算人　島本　孝子

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

神奈川県大和市西鶴間一丁目七番九号

有限会社ダンスショップ花岡

代表清算人　花野　和成

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年二月二十八日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

横浜市泉区緑園四丁目二番地一サンステージ緑園都市五番館三〇六号

有限会社シオン

清算人　船ケ山　賢

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

富山県射水市三ケ八四五番地

株式会社システムエイト

代表清算人　武田　貴宏

解散公告

当社は、令和七年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

富山市金泉寺一五〇番地三

株式会社ステイジ

代表清算人　塚原　久永

解散公告

当社は、令和八年一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

福井市高木中央二丁目三二〇六番地

株式会社マネジメント高木

代表清算人　富永　哲州

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

山梨県南アルプス市東南湖一二七五―一

株式会社エルエルエム

代表清算人　望月　茂光

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

長野県下高井郡山ノ内町大字佐野二二七番地

有限会社宮崎建設

清算人　宮崎　一久

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

静岡県伊豆の国市長岡一三〇八番地

株式会社かめや

代表清算人　河野　貢

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

静岡県三島市加屋町三番一五号

有限会社丸山商事

清算人　土佐谷純子

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

静岡県浜松市中央区薬師町三六二番地

有限会社浜松塗販

代表清算人　内山　憲治

解散公告

当社は、令和八年二月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

静岡市葵区牧ヶ谷二四六五番地

有限会社ダストマン

清算人　重田　和夫

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

愛知県名古屋市天白区土原四丁目二一五番地の一　有限会社エスケーホームサポート

清算人　瀬古　勤

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

愛知県西尾市下町築山五六番地七

大恵工業株式会社

代表清算人　杉浦　修

解散公告

当社は、令和八年二月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

愛知県瀬戸市美濃池町三七番地一

コスメサロン株式会社

代表清算人　加藤源一郎

解散公告

当組合は、令和八年二月二十八日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

三重県伊賀市下柘植七二三番地の一

伊賀商品券事業協同組合

代表清算人　大道　新悟

解散公告

当組合は、解散したので債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。期間内に申し出がないときは、清算から除斥されます。

令和八年三月二日

三重県鈴鹿市寺家八丁目一〇番五号

アイエッチシステムズ有限責任事業組合

清算人　松永　哲夫

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

京都市伏見区納所和泉屋三番地一三〇

株式会社ｅ－Ｗｅｓｔシステム

代表清算人　西　昭孝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

京都府城陽市平川室木五四番地四

合同会社Ｇｌｏｗ　ｕｐ

清算人　丸上　大輝

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

京都府舞鶴市字森三〇一番地の三四

有限会社エフアンドエー

清算人　藤本　三郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

京都市右京区梅津大縄場町六－二四アルス

京都嵐山

ＫＥＶＹＴ．合同会社

清算人　中原　清子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

大阪市都島区毛馬町一丁目七－一一

株式会社ベストフィットネス

代表清算人　山部　清明

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

大阪市住之江区浜口東二丁目二番五号

株式会社軒夏マーケティング

代表清算人　オウ　ケン

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

大阪府貝塚市東一一四番地一

合同会社Ａｎｇｅ

清算人　浜田美智代

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

大阪市西区北堀江一丁目一番七号

バンテックインターナショナル株式会社

代表清算人　中村　義仁

解散公告

当社は、令和八年一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

大阪府東大阪市長田西四丁目三番一九号

陽光工業株式会社

代表清算人　池田　洋子

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

大阪府東大阪市吉田五丁目一一番一一号

株式会社ホワイトシャトー

代表清算人　寺尾　孝久

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

大阪市北区南森町一丁目二番二五号

ＨＡＬビジネスプランニング株式会社

代表清算人　後根　春男

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

大阪市中央区島之内一丁目二一番二九号二Ｆ

株式会社Ｋ１貿易

代表清算人　金　桂鴻

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

大阪府和泉市池上町五五二番地一六

株式会社アダチ

代表清算人　山田　宏二

解散公告

当社は、令和八年二月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

大阪市西淀川区佃一丁目一五番二二号

山下機型株式会社

代表清算人　濱口　康史

解散公告

当社は、令和八年二月二十七日開催の株主総会の決議により、令和八年二月二十八日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

大阪府吹田市江の木町三三番九四号

ＳＭＰ物流サービス株式会社

代表清算人　松下　原章

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

大阪府吹田市広芝町二二－二四－八〇一号

株式会社ＭＹコーポレーション

代表清算人　鷺山　泰也

第百七回代議員会開催公告

令和八年三月十九日（木）、午後二時三十分から新霞が関ビル「全社協・灘尾ホール」（東京都千代田区霞が関三丁目三番二号）において第百七回代議員会を開催し、左記の事項を付議いたします。

令和八年三月二日

記

第一号議案　役員の選出について

第二号議案　令和八年度事業計画について

第三号議案　令和八年度収支予算について

日本赤十字社

解散公告

当社は、令和八年二月十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

大阪市西成区萩之茶屋二丁目六番四号
ニューかめや二五三号室　遠山合同会社
清算人　袁　泉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

大阪市浪速区木津川二丁目四番五七号三階
株式会社ＧＳ貿易
代表清算人　金谷　明依

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

大阪市天王寺区味原本町四番二号
関西紙工株式会社
代表清算人　古林　敏一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

大阪市都島区都島中通二―一一―一〇―一〇二
一帆緑化園芸株式会社
代表清算人　ロジュンヨン

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

大阪市中央区南船場三丁目二番二二号おおきに南船場ビル二〇五
合同会社ＴＰＴ　Ｖｅｃｔｌｉｖｅ
清算人　山本　雄亮

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

大阪市西区川口三丁目四番二六―九〇一号
株式会社スタジオジャストワン
代表清算人　土**原**喜久夫

解散公告

当社は、令和八年二月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

大阪府堺市堺区住吉橋町一丁一番一二号二〇四―Ｄ
株式会社磐石
代表清算人　李　佳旭

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

兵庫県西宮市松下町六―二―三〇三号
株式会社岩﨑都市・地域計画研究所
代表清算人　岩﨑　義一

解散公告

当社は、令和八年二月六日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

兵庫県姫路市書写一〇六六番地メゾンＡＯ
ＫＩ三〇一号室　合同会社ウェルビー
清算人　笹倉　綾佳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

和歌山市西釘貫丁二丁目二四番地
有限会社松原理容所
清算人　松原　勝次

解散公告

当社は、令和八年二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

島根県安来市安来町四九一番地二
安来農機有限会社
清算人　渡部　良

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

岡山県津山市南町一丁目一〇二番地
有本交通株式会社
代表清算人　有本　尚司

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

広島県福山市今津町三丁目一番二号
有限会社みかげ
清算人　石井　利和

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

広島県庄原市三日市町二九八番地三
株式会社あすなろ福祉サービス
代表清算人　箕越　芳夫

解散公告

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

香川県善通寺市金蔵寺町六六三番地
善通寺市畜産農業協同組合
清算人　田所　一隆

第２期決算公告　令和８年３月２日

北海道有珠郡壮瞥町字南**久**保内142番地１

そうべつ・アグリフーズ株式会社

代表取締役　真鍋　敦史

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	107
	固定資産	211
	資産合計	**318**
負債及び純資産の部	流動負債	251
	固定負債	161
	株主資本	△94
	資本金	50
	資本剰余金	49
	利益剰余金	△194
	その他利益剰余金	△194
	（うち当期純損失）	(86)
	負債・純資産合計	**318**

解散公告

当社は、令和八年二月六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

愛媛県宇和島市京町三番一九号

合同会社Ｃｏｒｅ　Ｃｈｅｒｒｙ

清算人　野田　昌寛

解散公告

当法人は、令和八年一月二十九日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

高知県高知市はりまや町二丁目一三番一二号花ビル二階南

特定非営利活動法人高知エヌピーオー

清算人　吉村　文次

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

福岡市博多区麦野一丁目一四番一号

株式会社明広

代表清算人　和登　彰広

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

福岡市中央区梅光園団地二番地の四

株式会社コーベヤ九州

代表清算人　篠原　義文

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

熊本県熊本市南区富合町蔵江五六一番地三

株式会社リテイルアップ

代表清算人　益岡貴代美

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

熊本県天草市牛深町一六八五番地一三

株式会社おひさまのあくび

代表清算人　黒木　理人

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

熊本県菊池市隈府七六二―一

株式会社ビットイノベーション

代表清算人　西村　彰博

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

大分県中津市一ツ松二一七番地の二

島田食品株式会社

代表清算人　島田　伴親

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

鹿児島県大島郡喜界町大字赤連六七番地

特定非営利活動法人喜界福祉ネットごま畑

清算人　得本　拓

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年三月十六日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年十二月二十二日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

大阪府藤井寺市林六丁目六番一九号

医療法人松本歯科医院

清算人　松本　浩司

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十二月十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

宮崎市大字島之内六七一四番地一

医療法人翔和会

清算人　皆内　康廣

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年十一月二十四日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

秋田県大館市池内字中台七六番地

農事組合法人池内ファーム

清算人　若狭　功

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年一月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

神奈川県相模原市中央区相模原一丁目一番三二号

藤和相模原ハイタウン管理組合法人

清算人　柳沼　巧

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十二月十五日新潟地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

新潟市西区内野町三九番地

宗教法人浄土眞宗北越金剛社

清算人　新保　政利

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年七月一日開催の社員総会の決議並びに愛媛県西条保健所長の認可により、令和七年十一月二十日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二日

愛媛県西条市北条一六五八番地の一

医療法人田渕外科

清算人　田淵　三郎

第６期決算公告　　令和８年３月２日

北海道有珠郡壮瞥町字南久保内142番地１

そうべつアグリフーズ株式会社

代表取締役　真鍋　敦史

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	29
	固定資産	40
	資産合計	69
負債及び純資産の部	流動負債	115
	固定負債	14
	株主資本	△60
	資本金	85
	資本剰余金	65
	利益剰余金	△210
	その他利益剰余金	△210
	（うち当期純損失）	(3)
	負債・純資産合計	69

第 6 期 決 算 公 告

令和８年３月２日

東京都港区港南二丁目16番１号

株式会社ＡＰＥＸホールディングス

代表取締役社長　塩谷　禎

貸借対照表の要旨　（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	192,427	流動負債	62,935
固定資産	10,389,498	固定負債	4,672,768
有形固定資産	204,168	株主資本	5,846,221
無形固定資産	3,508	資本金	10,000
投資その他の資産	10,181,821	資本剰余金	3,393,000
		資本準備金	1,701,500
		その他資本剰余金	1,691,500
		利益剰余金	2,443,221
		その他利益剰余金	2,443,221
		（うち当期純損失）	(55,370)
資産合計	**10,581,926**	**負債・純資産合計**	**10,581,926**

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

　この度、伊賀商品券事業協同組合は、令和８年２月28日で利用終了しました商品券につきまして、資金決済に関する法律第20条第１項に基づき、次の通り払い戻しを行います。

＜払戻しを行う前払式支払手段の種類＞

　商品券

＜払戻し場所＞

　伊賀商品券事業協同組合各加盟店・伊賀市商工会
　（伊賀支所・阿山支所・大山田支所）

＜払戻しの申出期間＞

　令和８年３月２日～令和８年５月25日

　※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払い戻し手続から除斥されます。

＜お問い合わせ先＞

　伊賀市商工会
　〒519―1412　三重県伊賀市下柘植723番地の１
　電話0595―45―2210　www.igasci.or.jp
　受付時間は、午前９時～午後４時まで（土、日、祝日は除く）

第 16 期 決 算 公 告

令和８年３月２日

東京都港区港南二丁目16番１号

株式会社

アペックス・インターナショナル東京

代表取締役社長　塩谷　　禎

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,958,160
	固定資産	473,879
	有形固定資産	95,924
	無形固定資産	1,210
	投資その他の資産	376,744
	資産合計	**3,432,039**
負債及び純資産の部	流動負債	1,726,570
	固定負債	1,662,450
	退職給付引当金	98,609
	負債合計	**3,389,020**
	株主資本	△38,156
	資本金	97,510
	資本剰余金	77,510
	資本準備金	27,510
	その他資本剰余金	50,000
	利益剰余金	△111,186
	利益準備金	17,500
	その他利益剰余金	△128,686
	（うち当期純利益）	(210,752)
	自己株式	△101,990
	評価・換算差額等	81,175
	その他有価証券評価差額金	81,175
	純資産合計	**43,019**
	負債・純資産合計	**3,432,039**

第47期決算公告　令和８年３月２日
千葉県松戸市上本郷字仲原250番地
株式会社ワコー
代表取締役社長　千葉　宗義
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	217,578
	固定資産	247
	合計	217,826
負純資債産及のび部	流動負債	148,542
	固定負債	5,150
	負債合計	153,692
	株主資本	64,133
	資本金	10,000
	利益剰余金	54,133
	（その他利益剰余金）	(54,133)
	（うち当期純利益）	(237)
	純資産合計	64,133
	合計	217,826

第47期決算公告　令和８年３月２日
千葉県松戸市上本郷字仲原250番地
ゴーテック株式会社
代表取締役社長　笹木　　潤
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,837,962
	固定資産	41,718
	合計	1,879,680
負純資債産及のび部	流動負債	1,156,478
	固定負債	3,333
	株主資本	719,868
	資本金	96,000
	資本剰余金	59,716
	（うち資本準備金）	(59,716)
	利益剰余金	564,152
	（その他利益剰余金）	(564,152)
	（うち当期純利益）	(83,263)
	合計	1,879,680

第40期決算公告
令和８年２月27日
札幌市西区発寒12条14丁目1073番10
ＮＸ機工株式会社
代表取締役社長　藍原　正樹
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,238,937
	固定資産	3,171,105
	合計	4,410,042
負純資債産及のび部	流動負債	995,121
	固定負債	1,482,148
	株主資本	1,932,772
	資本金	168,000
	利益剰余金	1,764,772
	利益準備金	10,922
	その他利益剰余金	1,753,849
	（うち当期純利益）	(18,727)
	合計	4,410,042

第16期決算公告
令和８年３月２日
東京都千代田区一番町２番地
ＣＣＰ６株式会社
代表取締役　川村　治夫
貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	511,507
	固定資産	—
	資産合計	511,507
負純資債産及のび部	流動負債	6,879
	負債合計	6,879
	株主資本	504,628
	資本金	60,500
	利益剰余金	444,128
	その他利益剰余金	444,128
	（うち当期純損失）	(160,983)
	純資産合計	504,628
	負債・純資産合計	511,507

第23期決算公告　令和８年３月２日
東京都千代田区一番町２番地
キャス・キャピタル株式会社
代表取締役　川村　治夫
貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	224,849
	固定資産	616,108
	資産合計	840,957
負純資債産及のび部	流動負債	287,252
	負債合計	287,252
	株主資本	553,705
	資本金	95,000
	利益剰余金	458,705
	その他利益剰余金	434,955
	（うち当期純利益）	(53,690)
	純資産合計	553,705
	負債・純資産合計	840,957

第81期決算公告
令和８年３月２日
東京都中央区日本橋小舟町13番８号
ヒューリックビルマネジメント株式会社
代表取締役社長　前川　和広
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,237,472
	固定資産	932,503
	資産合計	5,169,975
負純資債産及のび部	流動負債	725,524
	固定負債	165,684
	株主資本	4,278,766
	資本金	10,000
	利益剰余金	4,268,766
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	4,265,766
	（うち当期純利益）	(910,014)
	負債・純資産合計	5,169,975

第1期決算公告
令和８年３月２日
東京都新宿区新宿四丁目３番15号
レイフラット新宿Ｂ棟３Ｆ
ブレイクスルー・ファンドマネジメント株式会社
代表取締役　曽根原大介
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,117
	合計	4,117
負純資債産及のび部	流動負債	337
	株主資本	3,780
	資本金	1,500
	資本剰余金	1,500
	資本準備金	1,500
	利益剰余金	780
	その他利益剰余金	780
	（うち当期純利益）	(780)
	合計	4,117

第2期決算公告　令和８年３月２日
東京都中央区八重洲二丁目１－１
ＹＡＮＭＡＲＴＯＫＹＯ12Ｆ
ＴＨＵＮＤＥＲＢＩＲＤＳ株式会社
代表取締役社長　末次　康将
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	22,728
	資産合計	22,728
負純資債産及のび部	流動負債	6,346
	株主資本	16,382
	資本金	2,000
	利益剰余金	14,382
	その他利益剰余金	14,382
	（うち当期純利益）	(11,510)
	負債・純資産合計	22,728

第15期決算公告　2026年２月27日
東京都千代田区丸の内一丁目１番１号
パレスビル５階
株式会社バリュレイト
代表取締役　望月　　淳
貸借対照表の要旨（2025年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	126,424
	固定資産	3,073
	資産合計	129,497
負純資債産及のび部	流動負債	48,123
	固定負債	25,996
	株主資本	55,378
	資本金	10,000
	利益剰余金	64,178
	その他利益剰余金	64,178
	（うち当期純損失）	(14,832)
	自己株式	△18,800
	負債・純資産合計	129,497

第10期決算公告
令和８年３月２日
山梨県北杜市高根町箕輪1037番地１
高根ベビーリーフ菜園株式会社
代表取締役　公文　敬夫
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	47,827
	固定資産	86,684
	合計	134,512
負純資債産及のび部	流動負債	16,757
	固定負債	113,698
	株主資本	4,055
	資本金	3,000
	利益剰余金	1,055
	その他利益剰余金	1,055
	（うち当期純利益）	(1,591)
	合計	134,512

第25期決算公告
令和８年２月27日
東京都中央区日本橋小舟町13―８
ヒューリックビルド株式会社
取締役社長　須藤　史彦
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,050,339
	固定資産	161,244
	合計	5,211,584
負純資債産及のび部	流動負債	1,709,213
	固定負債	77,625
	株主資本	3,424,746
	資本金	90,000
	利益剰余金	3,334,746
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	3,312,246
	（うち当期純利益）	(798,568)
	合計	5,211,584

第2期決算公告
令和８年３月２日
東京都港区南青山三丁目８番40号
青山センタービル２Ｆ
ネクスト・グロース株式会社
代表取締役　嶺井　政人
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	17,379
	固定資産	522,014
	合計	539,394
負純資債産及のび部	流動負債	516,320
	株主資本	23,073
	資本金	10,000
	利益剰余金	13,073
	その他利益剰余金	13,073
	（うち当期純利益）	(5,197)
	合計	539,394

第76期決算公告　令和８年３月２日
神戸市灘区新在家南町三丁目２番28号
オエノンプロダクトサポート株式会社
代表取締役社長　江辺　正英
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,004,321
	固定資産	662,671
	合計	1,666,992
負純資産及び部	流動負債	2,569,255
	固定負債	1,106,695
	(退職給付引当金)	(146,822)
	株主資本	△2,008,957
	資本金	50,000
	資本剰余金	24,147
	(うち資本準備金)	(24,147)
	利益剰余金	△2,083,104
	(その他利益剰余金)	(△2,083,104)
	(うち当期純利益)	(135,458)
	合計	1,666,992

第11期決算公告
令和８年３月２日
長野県諏訪郡富士見町富士見15808番地
株式会社八ヶ岳みらい菜園
代表取締役　宮坂　典利
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	70,839
	固定資産	413,879
	繰延資産	517
	合計	485,235
負純資産及び部	流動負債	135,355
	固定負債	619,032
	株主資本	△269,151
	資本金	3,000
	利益剰余金	△272,151
	その他利益剰余金	△272,151
	(うち当期純利益)	(10,505)
	合計	485,235

第９期決算公告
令和８年３月２日
山梨県北杜市高根町小池３番地
小池ベビーリーフ菜園株式会社
代表取締役　田中　裕人
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	59,373
	固定資産	173,420
	合計	232,794
負純資産及び部	流動負債	30,551
	固定負債	206,104
	株主資本	△3,861
	資本金	2,970
	利益剰余金	△6,831
	その他利益剰余金	△6,831
	(うち当期純利益)	(3,092)
	合計	232,794

第41期決算公告　令和８年３月２日
福島県福島市岡島字宮沢前１番地の１
株式会社ミライアル東北
代表取締役社長　兵部　匡俊
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	330,155
	固定資産	56,321
	資産合計	386,477
負純資産及び部	流動負債	52,906
	固定負債	3,785
	株主資本	329,424
	資本金	10,000
	利益剰余金	319,424
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	316,924
	(うち当期純利益)	(4,555)
	評価・換算差額等	360
	負債・純資産合計	386,477

第26期決算公告　令和８年３月２日
北九州市小倉北区浅野２丁目17番38号
コンダクト不動産株式会社
代表取締役　和田　克之
貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	125,369
	固定資産	1,269
	資産合計	126,638
負純資産及び部	流動負債	66,569
	固定負債	17,419
	(内退職給付引当金)	(3,097)
	負債合計	83,989
	株主資本	42,649
	資本金	30,000
	資本剰余金	1,623
	利益剰余金	11,025
	(内当期純利益)	(14,019)
	純資産合計	42,649
	負債・純資産合計	126,638

第19期決算公告
令和８年３月２日
徳島県美馬市脇町大字猪尻字建神社下南155番地１
エムジーホールディング株式会社
代表取締役　三笠　幸子
貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	911,437
	固定資産	533,122
	合計	1,444,560
負純資産及び部	流動負債	1,186,968
	固定負債	139,521
	株主資本	118,070
	資本金	10,000
	利益剰余金	108,070
	その他利益剰余金	108,070
	(うち当期純利益)	(2,375)
	合計	1,444,560

第17期決算公告　令和８年１月９日
東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号
エヌビービーセント・オールバンズリース株式会社
代表取締役　東　正憲
貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	112,310
	固定資産	3,403,238
	資産合計	3,515,548
負純資産及び部	流動負債	351,633
	固定負債	3,162,495
	株主資本	1,420
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,580
	その他利益剰余金	△1,580
	(うち当期純損失)	(134)
	負債・純資産合計	3,515,548

第６期決算公告　令和８年１月９日
東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号
エヌビービーセントーサリース株式会社
代表取締役　東　正憲
貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,571
	固定資産	16,146,496
	資産合計	16,149,067
負純資産及び部	流動負債	1,224,961
	固定負債	14,922,878
	株主資本	1,228
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,772
	その他利益剰余金	△1,772
	(うち当期純損失)	(146)
	負債・純資産合計	16,149,067

第10期決算公告
令和８年３月２日
東京都中央区晴海二丁目５番24号
株式会社セントラルアセットマネジメント
代表取締役　中田　健一
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	113,925
	固定資産	120,000
	合計	233,925
負純資産及び部	流動負債	3,165
	固定負債	0
	株主資本	230,760
	資本金	55,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	125,760
	その他利益剰余金	125,760
	合計	233,925

(注)　当期純利益　44,411千円

第10期決算公告　令和８年３月２日
東京都港区赤坂二丁目17番69号
株式会社ミューコーポレーション
代表取締役　高橋　政義
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,244
	固定資産	750,000
	合計	751,244
負純資産及び部	流動負債	1,511
	固定負債	590,000
	株主資本	159,732
	資本金	100,000
	資本剰余金	105,950
	資本準備金	135
	その他資本剰余金	105,815
	利益剰余金	△46,217
	その他利益剰余金	△46,217
	(うち当期純損失)	(1,331)
	合計	751,244

第８期決算公告　令和８年１月９日
東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号
エヌビービーベンネビスリース株式会社
代表取締役　東　正憲
貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	352,557
	固定資産	17,426,890
	資産合計	17,779,447
負純資産及び部	流動負債	1,161,430
	固定負債	16,615,609
	株主資本	2,408
	資本金	3,000
	利益剰余金	△592
	その他利益剰余金	△592
	(うち当期純損失)	(123)
	負債・純資産合計	17,779,447

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

トヨタ生活協同組合は、令和八年三月一日に、利用終了しましたピッピカードにつきまして、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、次の通り払戻しを行います。

【払戻しを行う前払式支払手段の種類】
ピッピカード

【払戻しの申出期間】
令和八年三月二日～令和八年六月三十日
※当該申出期間内に払戻しの申出がない場合この払戻しの手続きから除斥されます。

【お問い合わせ先】
トヨタ生活協同組合　〒四七〇－一二〇一
愛知県豊田市豊栄町二丁目一一一番地
電話〇五六五－二八－五〇一一
受付時間九時～十七時四五分（土日除く）

第 28 期決算公告

2026年３月２日
名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号
ＪＡＧフィールド株式会社
代表取締役　菊田　太一

貸借対照表の要旨（2025年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,649,265
	固定資産	105,176
	合計	1,754,441
負債及び純資産の部	流動負債	652,561
	賞与引当金	74,287
	固定負債	48,637
	退職給付引当金	43,796
	株主資本	1,053,242
	資本金	17,000
	利益剰余金	1,036,242
	その他利益剰余金	1,036,242
	（うち当期純利益）	(194,274)
	合計	1,754,441

第 106 期決算公告

令和８年２月18日
静岡市清水区港町二丁目９番５号
株式会社天野回漕店
代表取締役　茂津目　敦

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,186,105
	固定資産	16,644,838
	資産合計	21,830,943
負債及び純資産の部	流動負債	2,578,664
	固定負債	5,288,136
	株主資本	13,964,142
	資本金	48,000
	資本剰余金	2,077
	資本準備金	2,077
	利益剰余金	13,914,065
	利益準備金	12,000
	その他利益剰余金	13,902,065
	（うち当期純利益）	(515,585)
	負債・純資産合計	21,830,943

第 14 期決算公告

令和８年３月２日
広島県広島市中区袋町２番地１
株式会社キングファクトリーグループ
代表取締役　尾関　剛

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	111,354
	固定資産	71,977
	繰延資産	3,072
	合計	186,404
負債及び純資産の部	流動負債	39,104
	固定負債	48,876
	株主資本	98,423
	資本金	32,180
	資本剰余金	27,180
	資本準備金	27,180
	利益剰余金	39,063
	その他利益剰余金	39,063
	（うち当期純利益）	(15,991)
	合計	186,404

第 28 期 決 算 公 告

令和８年３月２日　　東京都墨田区東駒形一丁目17番６号
株式会社オエノンアセットコーポレーション
代表取締役　西永　裕司

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
流動資産		2,795	流動負債	289,094
固定資産		1,704,212	固定負債	157,590
有形固定資産		1,683,457	負債合計	446,685
投資その他の資産		20,754	株主資本	1,260,322
			資本金	400,000
			資本剰余金	400,000
			資本準備金	400,000
			利益剰余金	460,322
			その他利益剰余金	460,322
			（うち当期純利益）	(31,438)
			純資産合計	1,260,322
資産合計		1,707,007	負債・純資産合計	1,707,007

第 38 期 決 算 公 告

令和８年３月２日
東京都新宿区西新宿三丁目２番11号
株式会社アペックス・インターナショナル
代表取締役社長　千嶋　達也

貸借対照表の要旨　（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,009,517	流動負債	2,284,466
固定資産	219,472	固定負債	567,927
有形固定資産	100,383	株主資本	354,410
無形固定資産	9,476	資本金	30,000
投資その他の資産	109,612	資本剰余金	85,541
		その他資本剰余金	85,541
		利益剰余金	238,868
		その他利益剰余金	238,868
		（うち当期純利益）	(161,082)
		評価・換算差額等	22,185
		その他有価証券評価差額金	22,185
資産合計	3,228,989	負債・純資産合計	3,228,989

第 98 期 決 算 公 告

令和８年３月２日

東京都足立区千住東２丁目23番４号
日新工業株式会社
取締役社長　相臺　志浩

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,575,796	流動負債	5,133,996
固定資産	7,875,636	固定負債	6,280,098
有形固定資産	7,196,010	株主資本	1,409,467
無形固定資産	8,896	資本金	88,000
投資その他の資産	670,730	利益剰余金	1,321,467
		利益準備金	37,178
		その他利益剰余金	1,284,289
		（うち当期純利益）	(254,163)
		評価・換算差額等	1,627,871
資産合計	14,451,432	負債・純資産合計	14,451,432

第 12 期 決 算 公 告

令和８年３月２日　　東京都中央区日本橋大伝馬町７番３号
ヒューリックプロサーブ株式会社
代表取締役社長　飯島　弘行

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	925,473	流動負債	185,594
固定資産	95,415	役員賞与引当金	27,200
		固定負債	105,544
		退職給付引当金	105,544
		株主資本	729,750
		資本金	50,000
		資本剰余金	20,000
		その他資本剰余金	20,000
		利益剰余金	659,750
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	647,250
		（うち当期純利益）	(97,783)
資産合計	1,020,889	負債・純資産合計	1,020,889

第 38 期 決 算 公 告

2026 年２月 26 日　　東京都荒川区荒川１丁目50番18号
株式会社井上
代表取締役　井上　泰延

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,366	流動負債	6
固定資産	17,685	株主資本	19,045
有形固定資産	235	資本金	50
無形固定資産	0	資本剰余金	17,310
投資その他の資産	17,450	その他資本剰余金	17,310
		利益剰余金	1,685
		利益準備金	13
		その他利益剰余金	1,672
		（うち当期純利益）	(289)
資産合計	19,051	負債・純資産合計	19,051

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、西鉄ウェルネス株式会社は、令和八年二月二十八日で利用終了しましたゴルフウエスポにおけるブリヂストンゴルフアカデミーレッスンチケット（十枚綴り・二十二枚綴り）につきまして、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、次のとおり払戻しを行います。

〈払戻しを行う前払式支払手段の種類〉
ブリヂストンゴルフアカデミーレッスンチケット（十枚綴り・二十二枚綴り）

〈払戻しの申出期間〉
令和八年三月二日～令和八年八月三十一日
※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

〈お問い合わせ先〉
西鉄ウェルネス株式会社　ゴルフウエスポ
〒八〇三―〇八〇一
福岡県北九州市小倉北区西港町一五―二四
電話〇九三―五八二―六一三三
https://nishitetsu-wellness.com/
受付時間は、午前八時～午後九時まで、木曜日のみ午前十時～午後九時まで

第 24 期 決 算 公 告

令和８年３月２日

愛知県名古屋市西区康生通二丁目26番地
株式会社ＡＰＥＸ
代表取締役　堀内　大輔

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,603,744	流動負債	6,907,895
固定資産	1,718,440	固定負債	43,863
有形固定資産	878,394	株主資本	2,323,125
無形固定資産	11,415	資本金	10,000
投資その他の資産	828,629	利益剰余金	2,313,125
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	2,310,625
		（うち当期純利益）	（426,978）
		評価・換算差額等	47,300
		その他有価証券評価差額金	47,300
資産合計	9,322,184	負債・純資産合計	9,322,184

第 63 期 決 算 公 告

2026年２月26日

東京都荒川区荒川１丁目50番18号
株式会社タカヤス
代表取締役　井上　惠子

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,909	流動負債	219
固定資産	2,684	固定負債	3
有形固定資産	1,935	株主資本	5,371
無形固定資産	0	資本金	48
投資その他の資産	749	資本剰余金	1,756
		資本準備金	1,749
		その他資本剰余金	7
		利益剰余金	3,567
		利益準備金	16
		その他利益剰余金	3,551
		（うち当期純利益）	（46）
資産合計	5,593	負債・純資産合計	5,593

第 25 期 決 算 公 告

令和８年３月２日

大阪市此花区春日出南三丁目２番10号
株式会社ハーマン
代表取締役社長　蒔田　潤也

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,438	流動負債	5,529
固定資産	1,279	固定負債	1,294
		株主資本	3,882
		資本金	310
		資本剰余金	1,170
		資本準備金	70
		その他資本剰余金	1,100
		利益剰余金	2,402
		利益準備金	7
		その他利益剰余金	2,394
		（うち当期純利益）	（142）
		評価・換算差額等	10
資産合計	10,717	負債・純資産合計	10,717

第 20 期 決 算 公 告

令和８年３月２日　大阪府大阪市天王寺区空堀町２番６号
株式会社アール
代表取締役　小西　礼一

貸借対照表の要旨　（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,266,286	流動負債	769,616
固定資産	110,622	（うち賞与引当金）	（2,900）
		固定負債	12,354
		株主資本	575,630
		資本金	40,000
		利益剰余金	535,630
		利益準備金	1,400
		その他利益剰余金	534,230
		（うち当期純利益）	（54,991）
		評価・換算差額等	19,308
		その他有価証券評価差額金	377
		繰延ヘッジ損益	18,931
資産合計	1,376,908	負債・純資産合計	1,376,908

第 160 期 決 算 公 告

2026年３月２日

福岡県久留米市東町33番地の21
福 岡 酸 素 株 式 会 社
代表取締役社長　本間　雄一

貸借対照表の要旨　（2025年11月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	9,715,140	流動負債	4,676,382
固定資産	7,061,122	固定負債	646,759
有形固定資産	5,437,626	負債合計	5,323,141
無形固定資産	83,718	株主資本	11,454,041
投資その他の資産	1,539,777	資本金	400,000
繰延資産	919	資本剰余金	18,194
		資本準備金	18,194
		利益剰余金	11,035,846
		利益準備金	90,000
		その他利益剰余金	10,945,846
		（うち当期純利益）	（706,990）
		純資産合計	11,454,041
資産合計	16,777,182	負債・純資産合計	16,777,182

第 53 期 決 算 公 告

令和８年３月２日

大阪府堺市堺区大浜西町10番地
ブルーオートトラスト株式会社
代表取締役　梶　　秀樹

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	307,036	流動負債	40,666
固定資産	11,268	賞与引当金	2,631
		その他	38,035
		固定負債	10,589
		退職給付引当金	6,989
		役員退職慰労引当金	3,600
		株主資本	267,049
		資本金	20,000
		利益剰余金	247,049
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	242,049
		（うち当期純利益）	（20,696）
資産合計	318,304	負債・純資産合計	318,304

第 4 期 決 算 公 告

令和８年３月２日

東京都新宿区市谷田町３丁目８番
株式会社イージー
代表取締役　長利　英治

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	72,176
	固定資産	76,224
	合計	148,400
負純資債産及のび部	流動負債	244,842
	株主資本	△96,441
	資本金	17,000
	利益剰余金	△113,441
	その他利益剰余金	△113,441
	（うち当期純損失）	（29,562）
	合計	148,400

第 115 期 決 算 公 告

2026年３月２日

東京都中央区新川二丁目27番１号
日本オーチス・エレベータ株式会社
代表取締役　パトリック・ヨング

貸借対照表の要旨（2025年11月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	33,739	流動負債	23,700
固定資産	17,538	固定負債	992
有形固定資産	3,108	負債合計	24,693
無形固定資産	4,197	株主資本	25,993
投資その他の資産	10,233	資本金	300
		資本剰余金	15
		利益剰余金	25,677
		利益準備金	1,091
		その他利益剰余金	24,586
		評価・換算差額等	590
		純資産合計	26,584
資産合計	51,278	負債・純資産合計	51,278

損益計算書の要旨
（自　2024年12月１日　至　2025年11月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	88,153
売上原価	53,198
売上総利益	34,954
販売費及び一般管理費	12,870
営業利益	22,083
営業外収益	268
営業外費用	84
経常利益	22,267
特別損益	△33
税引前当期純利益	22,233
法人税、住民税及び事業税	6,652
法人税等調整額	△376
当期純利益	15,205

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
　掲載の日付　令和七年五月二十一日
　掲載頁　八頁

（乙）左記のとおりです。
　令和八年三月二日
　東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー一〇階
　（甲）トムソン・ロイター株式会社
　代表取締役　三浦　健人
　東京都港区西新橋三丁目二四番八号山内ビル三階
　（乙）パゲロジャパン株式会社
　代表取締役　三浦　健人

第２期決算公告

令和８年３月２日
東京都港区西新橋三丁目24番８号
山内ビル３階
パゲロジャパン株式会社
代表取締役　三浦　健人

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,397
	繰延資産	758
	合計	3,156
負債及び純資産の部	流動負債	920
	株主資本	2,235
	資本金	2,000
	利益剰余金	235
	その他利益剰余金	235
	（うち当期純利益）	(399)
	合計	3,156

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和八年一月二十日
　掲載頁　二一五頁（号外第十二号）

（乙）左記のとおりです。
　令和八年三月二日
　愛知県半田市住吉町三丁目三四番地
　（甲）株式会社榊原
　代表取締役　榊原　卓哉
　名古屋市瑞穂区明前町七番九号
　（乙）株式会社タカラ
　代表取締役　榊原　卓哉

第78期決算公告

令和８年３月２日
名古屋市瑞穂区明前町７番９号
株式会社タカラ
代表取締役　榊原　卓哉

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	66,480
	固定資産	218,269
	合計	284,749
負債及び純資産の部	流動負債	20,783
	固定負債	206,462
	株主資本	57,504
	資本金	10,000
	利益剰余金	48,504
	利益準備金	11,800
	その他利益剰余金	36,704
	自己株式	△1,000
	評価・換算差額等	0
	（うち当期純利益）	(383)
	合計	284,749

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社実業之日本総合研究所（住所東京都港区南青山五丁目四番三〇号）に対して当社のメディア事業、コンサルティング事業、不動産賃貸業、飲食業、投資業これらに付随する事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

なお、当社は当該会社分割の効力発生日に当該会社分割の対価である新設分割設立会社の株式を当社の株主に剰余金の配当として交付します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

また、当社は新設分割の効力発生日において株式会社実日システムに商号変更する予定です。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和８年３月２日
東京都港区南青山五丁目四番三〇号
株式会社実業之日本総合研究所
代表取締役　坂本　康治

第16期決算公告

令和８年３月２日
東京都港区南青山五丁目４番30号
株式会社実業之日本総合研究所

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	865,689
	固定資産	1,435,809
	資産合計	2,301,499
負債及び純資産の部	流動負債	458,270
	賞与引当金	54,108
	固定負債	208,100
	株主資本	1,635,128
	資本金	100,000
	資本剰余金	501,782
	資本準備金	300,500
	その他資本剰余金	201,282
	利益剰余金	1,033,345
	その他利益剰余金	1,033,345
	（うち当期純利益）	(128,866)
	負債・純資産合計	2,301,499

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場の経営事業（ぱちんこ店「ビッグアップル」住所宮崎県日南市西弁分三丁目六番地一）に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。
　令和八年三月二日
　熊本県人吉市中青井町字下青井田三六九番地一
　（甲）岩下兄弟株式会社
　代表取締役　岩下　洋三
　宮崎県日南市南郷町中村乙七〇五一番地二〇七
　（乙）有限会社アップルカンパニー
　取締役　山口　裕道

第32期決算公告

令和８年３月２日
熊本県人吉市中青井町字下青井田369番地１
岩下兄弟株式会社
代表取締役　岩下　洋三

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	10,756,114
	固定資産	28,227,315
	合計	38,983,430
負債及び純資産の部	流動負債	6,142,613
	固定負債	19,304,850
	株主資本	13,424,966
	資本金	33,000
	利益剰余金	13,391,966
	利益準備金	8,250
	その他利益剰余金	13,383,716
	（うち当期純利益）	(292,481)
	評価・換算差額等	110,999
	合計	38,983,430

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少し、五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月二日

東京都豊島区池袋二丁目一四番四号池袋ＴＡビル五階

トラベル・スタンダード・ジャパン株式会社　代表取締役　横治　祐介

第15期決算公告　令和８年３月２日

東京都豊島区池袋二丁目14番４号池袋ＴＡビル５階

トラベル・スタンダード・ジャパン株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,338,510
	固定資産	203,065
	資産合計	1,541,576
負債及び純資産の部	流動負債	1,461,962
	固定負債	504,204
	株主資本	△424,591
	資本金	50,000
	資本剰余金	750,000
	資本準備金	750,000
	利益剰余金	△1,224,591
	その他利益剰余金	△1,224,591
	（うち当期純利益）	(76,165)
	負債・純資産合計	1,541,576

第56期決算公告　令和８年３月２日

兵庫県神戸市中央区港島南町４丁目２番12号

コーベックス株式会社

代表取締役　松原　啓一

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	321,184
	固定資産	213,924
	合計	535,108
負債及び純資産の部	流動負債	273,017
	固定負債	161,116
	株主資本	100,973
	資本金	40,000
	利益剰余金	60,973
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	57,973
	（うち当期純利益）	(49,681)
	合計	535,108

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月二日

京都市左京区下鴨北野々神町一九番地六

株式会社さとのやま保育園　代表取締役　楠本　貞愛

第８期決算公告

令和８年３月２日

京都市左京区下鴨北野々神町19番地６

株式会社さとのやま保育園

代表取締役　楠本　貞愛

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	34,857
	固定資産	22,881
	合計	57,738
負債及び純資産の部	流動負債	9,547
	固定負債	21,419
	株主資本	26,772
	資本金	30,000
	利益剰余金	△3,228
	その他利益剰余金	△3,228
	（うち当期純利益）	(1,552)
	合計	57,738

第13期決算公告　令和８年３月２日

東京都港区芝浦二丁目２番15号

株式会社ＶＩＬＬＡＧＥ

代表取締役　小林　武史

代表取締役　垂水　謙児

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	80,775
	固定資産	28,515
	繰延資産	866
	合計	110,157
負債及び純資産の部	流動負債	33,377
	固定負債	58,000
	株主資本	18,779
	資本金	10,000
	利益剰余金	8,779
	その他利益剰余金	8,779
	（うち当期純利益）	(5,092)
	合計	110,157

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金五百万円減少し金一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月三日であり、株主総会の決議は令和八年二月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月二日

名古屋市東区大幸四丁目一九番一六号

株式会社名菱運輸　代表取締役　新間健一朗

第53期決算公告

令和８年３月２日

名古屋市東区大幸四丁目19番16号

株式会社名菱運輸

代表取締役　新間健一朗

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	111,999
	固定資産	104,404
	合計	216,403
負債及び純資産の部	流動負債	16,958
	固定負債	17,290
	株主資本	182,155
	資本金	15,000
	利益剰余金	167,155
	その他利益剰余金	167,155
	（うち当期純利益）	(4,446)
	合計	216,403

第８期決算公告

2026年３月２日

沖縄県那覇市宇栄原３―10―28　La　Brezza　201

Ａｎｇｅ沖縄株式会社

代表取締役　知念　静香

貸借対照表の要旨（2025年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	53,587
	固定資産	7,233
	合計	60,820
負債及び純資産の部	流動負債	13,980
	固定負債	31,606
	株主資本	15,234
	資本金	1,500
	利益剰余金	13,734
	その他利益剰余金	13,734
	（うち当期純利益）	(4,224)
	合計	60,820

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月二日

埼玉県鴻巣市寺谷一二五番地

（甲）株式会社フラワーロジテム　代表取締役　加藤　智也

新潟県新潟市南区新和町二番二四号

（乙）株式会社プランツパートナーズ　代表取締役　加藤　智也

第20期決算公告

令和８年３月２日

埼玉県鴻巣市寺谷125番地

株式会社フラワーロジテム

代表取締役　加藤　智也

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	809,122
	固定資産	636,289
	合計	1,445,412
負債及び純資産の部	流動負債	1,011,629
	固定負債	10,000
	株主資本	423,782
	資本金	30,000
	利益剰余金	393,782
	利益準備金	150
	その他利益剰余金	393,632
	（うち当期純損失）	(87,767)
	合計	1,445,412

第10期決算公告

令和８年３月２日

新潟県新潟市南区新和町２番24号

株式会社プランツパートナーズ

代表取締役　加藤　智也

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	11,606
	固定資産	383
	合計	11,990
負債及び純資産の部	流動負債	79,115
	株主資本	△67,125
	資本金	8,000
	利益剰余金	△75,125
	その他利益剰余金	△75,125
	（うち当期純損失）	(6,679)
	合計	11,990

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月二日

東京都墨田区石原四丁目一七番二号

（甲）株式会社田崎アサヒ

代表取締役　田崎　和則

茨城県つくばみらい市南太田一二八〇番地四

（乙）株式会社田崎テック

代表取締役　田崎　健三

第49期決算公告

令和８年３月２日

茨城県つくばみらい市南太田1280番地４

株式会社田崎テック

代表取締役　田崎　健三

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	57,685
	固定資産	44,503
	合計	102,188
負純資債及産のび部	流動負債	30,883
	固定負債	21,237
	株主資本	50,067
	資本金	10,000
	利益剰余金	40,067
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	40,017
	（うち当期純損失）	(3,169)
	合計	102,188

第66期決算公告

令和８年３月２日

東京都墨田区石原四丁目17番２号

株式会社田崎アサヒ

代表取締役　田崎　和則

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	554,206
	固定資産	1,007,577
	合計	1,561,784
負純資債及産のび部	流動負債	147,167
	固定負債	901,020
	株主資本	513,596
	資本金	35,000
	利益剰余金	478,596
	利益準備金	6,845
	その他利益剰余金	471,751
	（うち当期純利益）	(62,383)
	合計	1,561,784

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月二日

熊本県上益城郡甲佐町大字白旗一九〇〇番地一

（甲）株式会社大福物流

代表取締役　木村　嘉宏

熊本県上益城郡甲佐町大字白旗一九〇〇番地一

（乙）大福ロジスティクス株式会社

代表取締役　木村　嘉宏

第６期決算公告

令和８年３月２日

熊本県上益城郡甲佐町大字白旗1900番地１

大福ロジスティクス株式会社

代表取締役　木村　嘉宏

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,182
	固定資産	192
	合計	5,374
負純資債及産のび部	流動負債	267
	固定負債	73,000
	株主資本	△67,892
	資本金	40,000
	利益剰余金	△107,892
	その他利益剰余金	△107,892
	（うち当期純損失）	(43,068)
	合計	5,374

第36期決算公告

令和８年３月２日

熊本県上益城郡甲佐町大字白旗1900番地１

株式会社大福物流

代表取締役　木村　嘉宏

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,073,546
	固定資産	2,296,305
	合計	3,369,852
負純資債及産のび部	流動負債	748,875
	固定負債	1,702,256
	株主資本	918,720
	資本金	80,000
	利益剰余金	838,720
	その他利益剰余金	838,720
	（うち当期純利益）	(131,657)
	合計	3,369,852

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月二日

埼玉県さいたま市浦和区岸町三丁目一三番二号

（甲）株式会社レイクランド

代表取締役　内田真美子

埼玉県さいたま市南区南本町二丁目一二番二号

（乙）株式会社瑞穂

代表取締役　今泉　淑恵

決算公告

令和８年３月２日

埼玉県さいたま市南区南本町二丁目12番２号

株式会社瑞穂

代表取締役　今泉　淑恵

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	100,220
	固定資産	268,537
	合計	368,758
負純資債及産のび部	流動負債	4,198
	固定負債	116,661
	株主資本	247,898
	資本金	1,000
	利益剰余金	247,048
	繰越利益剰余金	247,048
	（うち当期純利益）	(31,038)
	自己株式	△150
	合計	368,758

決算公告

令和８年３月２日

埼玉県さいたま市浦和区岸町三丁目13番２号

株式会社レイクランド

代表取締役　内田真美子

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,726
	固定資産	507,325
	合計	517,052
負純資債及産のび部	流動負債	3,116
	固定負債	459,547
	株主資本	54,388
	資本金	1,000
	利益剰余金	53,538
	繰越利益剰余金	53,538
	（うち当期純利益）	(5,564)
	自己株式	△150
	合計	517,052

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月二日

東京都中央区日本橋三丁目一四番一号

（甲）株式会社大和システムクリエート

代表取締役　高萩　健一

東京都中央区日本橋三丁目一四番一号

（乙）スカイネット株式会社

代表取締役　熊倉　慎司

第19期決算公告

令和８年３月２日

東京都中央区日本橋三丁目14番１号

スカイネット株式会社

代表取締役　熊倉　慎司

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	113,947
	固定資産	10
	資産合計	113,957
負純資債及産のび部	流動負債	34,086
	賞与引当金	4,713
	株主資本	79,871
	資本金	20,000
	利益剰余金	59,871
	利益準備金	275
	その他利益剰余金	59,596
	（うち当期純利益）	(11,621)
	負債・純資産合計	113,957

第59期決算公告

令和８年３月２日

東京都中央区日本橋三丁目14番１号

株式会社大和システムクリエート

代表取締役　高萩　健一

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,457,971
	固定資産	456,128
	資産合計	1,914,099
負純資債及産のび部	流動負債	262,937
	株主資本	1,651,162
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,614,562
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,602,062
	（うち当期純利益）	(230,910)
	自己株式	△13,400
	負債・純資産合計	1,914,099

第 19 期 決 算 公 告

2026年３月２日　東京都品川区北品川五丁目１番18号 大崎ツインビル東館16階

株式会社アーキ・ジャパン

代表取締役　北川　　太

貸借対照表の要旨　（2025年10月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,899,983	流動負債	2,469,836
固定資産	6,056,770	賞与引当金	174,475
		固定負債	707,238
		株主資本	6,778,515
		資本金	10,000
		利益剰余金	6,768,515
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	6,766,015
		（うち当期純利益）	（1,356,467）
		その他有価証券評価差額金	1,163
合計	9,956,750	合計	9,956,750

第 40 期 決 算 公 告

令和８年３月２日　東京都中央区京橋三丁目１番１号

ブリヂストンスポーツ セールス ジャパン株式会社

代表取締役　清水　勝之

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,423,849	流動負債	5,003,836
固定資産	772,689	固定負債	427,300
		株主資本	2,765,402
		資本金	100,000
		資本剰余金	115,847
		資本準備金	115,847
		利益剰余金	2,549,555
		利益準備金	57,080
		その他利益剰余金	2,492,475
		（うち当期純利益）	（958,630）
資産合計	8,196,538	負債・純資産合計	8,196,538

第 133 期 決 算 公 告

令和８年３月２日　福井県越前市下平吹町10号９番地

倉茂電工株式会社

取締役社長　田中　瑛子

貸借対照表の要旨　（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,333,463	流動負債	4,450,155
固定資産	4,137,701	（賞与引当金）	（89,000）
		固定負債	2,813,512
		（退職引当金）	（701,075）
		株主資本	3,207,497
		資本金	100,000
		資本剰余金	867
		資本準備金	867
		利益剰余金	3,121,630
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	3,413,614
		（うち当期純利益）	（△316,984）
		自己株式	△　15,000
資産合計	10,471,164	負債・純資産合計	10,471,164

第 165 期 決 算 公 告

令和８年３月２日

富山県中新川郡立山町五百石141番地

立山製紙株式会社

代表取締役社長　杉木　智一

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,003	流動負債	1,462
固定資産	2,110	固定負債	698
有形固定資産	1,411	負債合計	2,160
無形固定資産	1	株主資本	2,953
投資その他の資産	698	資本金	85
		利益剰余金	2,868
		利益準備金	21
		その他利益剰余金	2,847
		（うち当期純利益）	（21）
		純資産合計	2,953
資産合計	5,113	負債・純資産合計	5,113

第 92 期 決 算 公 告

令和８年２月27日　兵庫県伊丹市北伊丹五丁目３番地

松谷化学工業株式会社

代表取締役　松谷　晴世

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	43,153	流動負債	15,465
固定資産	10,017	賞与引当金	67
		固定負債	12,935
		役員退職慰労引当金	605
		株主資本	23,917
		資本金	100
		資本剰余金	1
		資本準備金	1
		利益剰余金	38,536
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	38,511
		自己株式	△14,720
		評価・換算差額等	852
		その他有価証券評価差額金	852
資産合計	53,171	負債・純資産合計	53,171

損益計算書の要旨

（自　令和６年12月１日　至　令和７年11月30日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	67,228	経常利益	4,743
売上原価	53,272	特別利益	154
売上総利益	13,955	特別損失	53
販売費及び一般管理費	10,150	税引前当期純利益	4,844
営業利益	3,805	法人税、住民税及び事業税	1,116
営業外収益	1,127	法人税等調整額	189
営業外費用	189	当期純利益	3,539

第 90 期 決 算 公 告

令和８年２月27日

東京都千代田区神田須田町二丁目13番地３

佐藤金属株式会社

代表取締役社長　佐藤　史訓

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	**23,953**	**流動負債**	**9,962**
現金・預金	10,916	支払手形	47
受取手形	183	電子記録債務	3,233
電子記録債権	1,892	買掛金・未払金	5,676
売掛金	8,435	その他流動負債	1,004
商品	2,393	**固定負債**	**615**
その他流動資産	134	退職給付引当金	559
貸倒引当金	△　1	その他固定負債	56
固定資産	**7,299**	**負債合計**	**10,577**
有形固定資産	**3,563**	**株主資本**	**20,675**
無形固定資産	**17**	**資本金**	**315**
投資その他の資産	**3,717**	**資本剰余金**	**0**
		資本準備金	0
		利益剰余金	**20,360**
		利益準備金	79
		その他利益剰余金	20,281
		純資産合計	**20,675**
資産合計	31,253	負債・純資産合計	31,253

損益計算書の要旨

（自　令和６年12月１日　至　令和７年11月30日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
営業収益	51,616	税引前当期純利益	1,278
営業費用	50,924	法人税、住民税及び事業税	432
営業利益	691	法人税等調整額	△　40
営業外収益	735	当期純利益	887
営業外費用	57		
経常利益	1,369		
特別利益	1		
特別損失	92		

決　算　公　告

令和８年３月２日

大阪市西区江戸堀二丁目８番25号

タカハシ商事株式会社

代表取締役　髙橋　聖子

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,791
	固定資産	207,064
	合計	218,856
負純資産の債及び部	流動負債	2,629
	固定負債	176,006
	株主資本	40,221
	資本金	34,000
	利益剰余金	14,785
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	14,035
	（うち当期純損失）	(198)
	自己株式	△8,564
	合計	218,856

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月二日

大阪市西区江戸堀二丁目八番二五号

（甲）タカハシ商事株式会社

代表取締役　髙橋　聖子

兵庫県芦屋市朝日ケ丘町七番六―二号

（乙）ＳＡＳ　ＰＡＲＴＮＥＲＳ合同会社

代表社員　前村麻衣子

第17期決算公告

令和８年３月２日

東京都大田区蒲田五丁目33番６号

株式会社メイショク

代表取締役　白濱　次郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	206,608
	固定資産	5,039
	繰延資産	2,429
	合計	214,076
負純資産の債及び部	流動負債	235,737
	固定負債	14,030
	株主資本	△35,690
	資本金	9,600
	利益剰余金	△45,290
	その他利益剰余金	△45,290
	（うち当期純損失）	(24,001)
	合計	214,076

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の冷菓、清涼飲料水、食料品の卸売事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年三月二日

東京都大田区蒲田五丁目三三番六号

（甲）みなみや株式会社

代表取締役　曽我部元親

東京都大田区蒲田五丁目三三番六号

（乙）株式会社メイショク

代表取締役　白濱　次郎

第６期決算公告

令和８年３月２日

神奈川県大和市中央林間７丁目10番１号

日東精工アナリテック株式会社

代表取締役社長　林　　薫

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,794
	固定資産	616
	資産合計	3,410
負債及び純資産の部	流動負債	1,247
	賞与引当金	32
	その他流動負債	1,215
	固定負債	634
	退職給付引当金	241
	役員退職慰労引当金	12
	その他固定負債	380
	負債合計	1,881
	株主資本	1,529
	資本金	335
	利益剰余金	1,194
	利益準備金	83
	その他利益剰余金	1,110
	（うち当期純利益）	(283)
	純資産合計	1,529
	負債・純資産合計	3,410

第 104 期 決 算 公 告

令和８年３月２日

愛知県豊橋市駅前大通一丁目55番地サーラタワー

サーラエナジー株式会社

代表取締役社長　鈴木敬太郎

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）（単位：百万円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
流動資産		15,943	流動負債	19,305
固定資産		60,352	賞与引当金	730
			ポイント引当金	206
			その他	18,369
			固定負債	21,268
			退職給付引当金	1,910
			株式報酬引当金	87
			ガスホルダー修繕引当金	86
			その他	19,185
			負債合計	40,574
			株主資本	33,108
			資本金	3,162
			資本剰余金	13,563
			資本準備金	1,685
			その他資本剰余金	11,878
			利益剰余金	16,382
			利益準備金	1,216
			その他利益剰余金	15,165
			評価・換算差額等	2,612
			その他有価証券評価差額金	2,612
			純資産合計	35,721
資産合計		76,295	負債・純資産合計	76,295

損益計算書の要旨

（自　令和６年12月１日　至　令和７年11月30日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	87,342
売上原価	57,254
売上総利益	30,088
販売費及び一般管理費	29,074
営業利益	1,014
営業外収益	1,113
営業外費用	160
経常利益	1,967
特別利益	0
特別損失	191
税引前当期純利益	1,775
法人税、住民税及び事業税	323
法人税等調整額	△ 128
当期純利益	1,581

第31期決算公告

令和８年３月２日

北九州市小倉北区浅野２丁目17番38号

コンダクト株式会社

代表取締役　和田　克之

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	15,492,872
	固定資産	1,820,451
	資産合計	17,313,323
負債及び純資産の部	流動負債	3,441,007
	固定負債	12,229,997
	（うち退職給付引当金）	(4,973)
	負債合計	15,671,004
	株主資本	1,640,310
	資本金	100,000
	資本剰余金	431,180
	利益剰余金	1,151,969
	（うち当期純利益）	(34,674)
	自己株式	△ 42,840
	評価・換算差額等	2,009
	純資産合計	1,642,319
	負債・純資産合計	17,313,323

第５期決算公告

2026年３月２日

東京都品川区北品川五丁目１番18号

大崎ツインビル東館16階

Ａｓｐｒｏａｄ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ

株式会社

代表取締役　北川　　太

貸借対照表の要旨

（2025年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	393,741
	固定資産	20,766,387
	合計	**21,160,128**
負債及び純資産の部	流動負債	2,094,900
	賞与引当金	27,728
	固定負債	15,003,132
	株主資本	4,048,385
	資本金	100,000
	資本剰余金	6,934,000
	資本準備金	3,517,000
	その他資本剰余金	3,417,000
	利益剰余金	△2,985,614
	その他利益剰余金	△2,985,614
	（うち当期純損失）	（464,059）
	その他有価証券評価差額金	410
	新株予約権	13,299
	合計	**21,160,128**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、株主総会の承認決議（甲乙共に会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和八年二月二十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年三月二日

札幌市中央区南十二条西十丁目一番一六号

（甲）株式会社イースト

代表取締役　横山　鷹史

札幌市中央区南十二条西十丁目一番一六号

（乙）令和興産株式会社

代表取締役　横山　鷹史

第37期決算公告

令和８年３月２日

札幌市中央区南十二条西十丁目１番16号

令和興産株式会社

代表取締役　横山　鷹史

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	86,926
	固定資産	535,756
	資産合計	**622,682**
負債及び純資産の部	流動負債	9,574
	固定負債	393,672
	株主資本	219,436
	資本金	8,000
	資本剰余金	36,599
	その他資本剰余金	36,599
	利益剰余金	174,836
	利益準備金	1,420
	その他利益剰余金	173,416
	（うち当期純利益）	（7,535）
	負債・純資産合計	**622,682**

第36期決算公告

令和８年３月２日

札幌市中央区南十二条西十丁目１番16号

株式会社イースト

代表取締役　横山　鷹史

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	364,238
	固定資産	550,454
	資産合計	**914,692**
負債及び純資産の部	流動負債	353,995
	固定負債	198,321
	株主資本	362,375
	資本金	20,000
	利益剰余金	342,375
	その他利益剰余金	342,375
	（うち当期純利益）	（6,264）
	負債・純資産合計	**914,692**

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

医療法人新川新道整形外科病院にて運営しておりました「カード式テレビシステム」につきまして、令和８年２月28日で利用終了し、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、次のとおり払い戻しを行います。

＜払戻しを行う前払式支払手段の発行者の商号＞

パラテクノ株式会社

＜払戻しに係る前払式支払手段の種類＞

医療法人新川新道整形外科病院（北海道札幌市北区新川５条４丁目２－８）で販売したテレビカード（さくら柄カード952度数）

＜払戻しの申出期間＞

令和８年３月２日（月）９時00分～令和８年５月28日（金）17時00分

※上記の申出期間内にお申し出頂けない場合には、この払戻し手続きから除斥されます。

＜本件に関するお問い合わせ＞

パラテクノ株式会社

〒113―8415 東京都文京区本郷５丁目28番３号

電話（03）3868―0327（受付時間：土、日、祝祭日、ゴールデンウィークを除く、9：00～17：00）

令和８年３月２日

東京都文京区本郷５丁目28番３号

パラテクノ株式会社

第26期決算公告

令和８年３月２日

静岡県浜松市中央区板屋町111番地の２

アクトタワー18階

株式会社ヒーローズホールディングス

代表取締役　鈴木　克美

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,006,635
	固定資産	1,333,118
	資産合計	**2,339,754**
負債及び純資産の部	流動負債	437,648
	（うち賞与引当金）	（9,124）
	固定負債	1,280,546
	株主資本	621,559
	資本金	30,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	571,559
	その他利益剰余金	571,559
	（うち当期純利益）	（23,599）
	負債・純資産合計	**2,339,754**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年三月二日

静岡県浜松市中央区板屋町一一一番地の二アクトタワー一八階

（甲）株式会社ヒーローズホールディングス

代表取締役　鈴木　克美

静岡県浜松市中央区板屋町一一一番地の二アクトタワー一八階

（乙）株式会社ＳＤＧＳ

代表取締役　鈴木謙太郎

第６期決算公告

令和８年３月２日

静岡県浜松市中央区板屋町111番地の２アクトタワー18階

株式会社ＳＤＧＳ

代表取締役　鈴木謙太郎

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	52,130
	固定資産	66,310
	繰延資産	23,506
	資産合計	**141,948**
負債及び純資産の部	流動負債	82,565
	固定負債	202,634
	株主資本	△143,251
	資本金	9,000
	利益剰余金	△152,251
	その他利益剰余金	△152,251
	（うち当期純利益）	（10,802）
	負債・純資産合計	**141,948**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産等に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月二日

山形県上山市葉山五番二〇号

（甲）株式会社リード

代表取締役　佐藤　太一

山形県鶴岡市湯温海丁一番地

（乙）株式会社萬国屋

代表取締役　佐藤　太一

第７期決算公告　令和８年３月２日

山形県鶴岡市湯温海丁１番地

株式会社萬国屋

代表取締役　佐藤　太一

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	356,468
	固定資産	1,073,231
	合計	1,429,700
負債及び純資産の部	流動負債	97,493
	固定負債	970,559
	株主資本	361,648
	資本金	8,000
	利益剰余金	353,648
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	351,648
	（うち当期純利益）	(14,452)
	合計	1,429,700

第17期決算公告　令和８年３月２日

山形県上山市葉山５番20号

株式会社リード

代表取締役　佐藤　太一

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	35,061
	固定資産	829,139
	合計	864,200
負債及び純資産の部	流動負債	61,575
	固定負債	196,463
	株主資本	606,161
	資本金	10,000
	資本剰余金	557,391
	その他資本剰余金	557,391
	利益剰余金	38,769
	その他利益剰余金	38,769
	（うち当期純利益）	(6,512)
	合計	864,200

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月二日

東京都世田谷区池尻四丁目二八番二一号

（甲）株式会社ブリックインターナショナル

代表取締役　盛田　英夫

東京都世田谷区池尻四丁目二八番二一号

（乙）株式会社ブリック

代表取締役　盛田　英夫

第10期決算公告

令和８年３月２日

東京都世田谷区池尻四丁目28番21号

株式会社ブリック

代表取締役　盛田　英夫

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,647
	固定資産	0
	合計	7,647
負債及び純資産の部	流動負債	68,547
	固定負債	16,600
	株主資本	△ 77,499
	資本金	500
	利益剰余金	△ 77,999
	その他利益剰余金	△ 77,999
	（うち当期純損失）	(13,892)
	合計	7,647

第27期決算公告

令和８年３月２日

東京都世田谷区池尻四丁目28番21号

株式会社ブリックインターナショナル

代表取締役　盛田　英夫

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	190,285
	固定資産	9,435
	合計	199,721
負債及び純資産の部	流動負債	36,675
	固定負債	217,595
	株主資本	△ 54,550
	資本金	20,000
	利益剰余金	△ 74,550
	その他利益剰余金	△ 74,550
	（うち当期純損失）	(16,424)
	合計	199,721

令和８年度第二種電気工事士試験の公示

電気工事士法施行令（昭和35年政令第260号）第11条第２項の規定に基づき、令和８年度第二種電気工事士試験を実施する期日、場所その他試験の実施に関し必要な事項を次のように定めたので公示します。

令和８年３月２日

東京都中央区八丁堀２丁目９番１号

一般財団法人電気技術者試験センター

理事長　堀尾　容康

１．試験日時

上期学科試験　ＣＢＴ方式※1　令和８年４月23日（木）～６月７日（日）、筆記方式※2　令和８年５月24日（日）

上期技能試験※3　令和８年７月18日（土）又は７月19日（日）

下期学科試験　ＣＢＴ方式※1　令和８年９月24日（木）～11月８日（日）、筆記方式※2　令和８年10月25日（日）

下期技能試験※3　令和８年12月12日（土）又は12月13日（日）

※１　所定の期間内に試験会場、試験日時を選択・変更することが可能です。

※２　所定の期日、会場にて開催する、問題用紙とマークシートを用いて実施する試験です。

※３　技能試験は、各試験地で土曜日又は日曜日に分けて実施します。

２．試験科目

次の科目（詳細は、電気工事士法施行令による。）について、学科試験及び技能試験を行います。

●理論及び設計　●機器、器具、材料及び工具　●施工方法　●検査方法　●配線図　●法令

３．受験申込み受付期間

⑴　上期試験　インターネット申込み※4　令和８年３月16日（月）～４月６日（月）

⑵　下期試験　インターネット申込み※4　令和８年８月17日（月）～９月３日（木）

※４　原則、インターネット申込みとなります。インターネット申込みは受付開始日10時から最終日の17時までとなります。インターネットをご利用になれない等やむを得ない事情で書面申込みを希望される方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。なお、書面の発送・受領に時間を要しますので、受付終了日の10日前までには、ご連絡ください。

４．受験手数料　インターネット申込み　11,100円、書面申込み　12,500円

５．受験案内　一般財団法人電気技術者試験センターホームページでインターネット申込み用をダウンロードできます。

６．試験地※5

学科試験（ＣＢＴ方式）各都道府県

学科試験（筆記方式）　各都道府県（北海道は旭川市、北見市、札幌市、釧路市、室蘭市、函館市で実施、（上期のみ実施）新上五島町、奄美市、宮古島市、石垣市）

技能試験（試験地により試験日が異なります）　各都道府県（北海道は旭川市、北見市、札幌市、釧路市、室蘭市、函館市で実施、（上期のみ実施）奄美市、宮古島市、石垣市））

※５　試験地は都合により変更となる場合があります。

７．受験申込みその他試験に関する問い合わせ先

一般財団法人電気技術者試験センター　受験総合支援センター

所在地：〒104―8584 東京都中央区八丁堀２丁目９番１号（ＲＢＭ東八重洲ビル８階）

電話番号：03―3552―7691　ＵＲＬ：https://www.shiken.or.jp/